

児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要な

ネットワーク構築に関する調査研究（好事例集）

本調査研究は、地域の社会的ニーズに対する重要な役割を担っている児童館の取組を質問紙調査、ヒアリング調査により収集、分析・検証し、好事例集の作成や地域のネットワーク形成方法等を提案することを目的としました。

本事例集は、ヒアリング調査部分を抽出したものです。各地の自治体あるいは児童館、関係団体が実施している事業や取組体制などをヒアリングし、まとめています。各自治体・児童館でご参考にしていただき、児童館が更に地域の社会的ニーズの解決のために力を発揮いただくことの一助になればと思っております。

○ヒアリング調査について

平成28年度に実施した「全国児童館実態調査」と今年度の「児童館による地域ニーズへの対応に関する調査」等の結果、先行研究、関係機関からの資料を参考にし、以下のポイントを元にして選定しました。

- ・地域ニーズへの対応に関して特徴的な活動のある児童館
- ・中核的機能を有し、施策面で特徴的な児童館ならびに自治体
- ・ネットワーク構築に力を入れ、効果をあげている児童館 その他

調査対象：8ヶ所（訪問6ヶ所、招聘2ヶ所）、方法：半構造化面接。

	所在地	ヒアリング先		設置運営	方法
1	北海道 千歳市	千歳市こども福祉部子育て総合支援センター児童館係	行政	公設公営	訪問
2	北海道 中標津町	中標津町子育て支援室	行政	公設公営	招聘
3	東京都 葛飾区	葛飾区子育て支援部育成課	行政	公設公営	訪問
4	東京都 品川区	品川区こども育成課児童相談係	行政	公設公営（直営／部分委託）	訪問
5	兵庫県 宝塚市	宝塚市立安倉児童館	児童館	公設民営	訪問
6	京都市	公益社団法人 京都市児童館学童連盟	調整団体	公設民営／民設民営	招聘
7	香川県 丸亀市	東小川児童センター	児童センター	公設民営	訪問
8	沖縄県 豊見城市	真嘉部コミュニティセンター	児童館	公設民営	訪問

※ヒアリング先の事業名等に合わせて表記している場合があります。また、研究員が分担してヒアリングしているため、一部表現が統一されていないところがあります。ご了承ください。

1. 北海道千歳市・子育て総合支援センター

①児童館の概況

千歳市子育て総合支援センター（以下、文中は本センターと略して表記する）は、北海道千歳市に所在する。千歳市は、人口 96,384 人（平成 29 年 1 月現在）、面積 594.50km²、合計特殊出生率 1.53（平成 26 年）、出生率 9.8（平成 24 年、人口千人あたり）の道央圏の中核都市である。千歳市の児童館は 9 か所、放課後児童クラブ（以下、児童クラブと略して表記する）は 15 か所存在する（平成 28 年 4

月現在。平成 30 年 4 月より 2 か所児童クラブを新規開設予定）。全 9 か所の児童館は公設公営であり、児童クラブの実施と子育て支援センター機能を有している。本センター内には、ちとせっこ児童館が併設されており、ちとせっこ学童クラブの実施や子育て支援センターであるちとせっここどもセンターとこども園が併設されている。

○自治体における児童館／子育て支援施策の特徴的活動について

千歳市は、”子育てするなら、千歳市”をキャッチフレーズに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を実施し、子育て世代が幸せを実感できる子育てのまちを目指している。この具体的な子育て支援施策として 38 事業が開始されている。特に、①ちとせ子育てコンシェルジュ（2 か所の子育て支援センターにおける子育てコンシェルジュの配置）、②ママサポート（主に未就学児を対象とした家庭への訪問型子育て支援の実施）、③ちとせ版ネウボラ、④ランドセル来館、⑤中高校生タイム（全 9 か所の児童館において開館時間を 1 時間延長して中高校生のための時間を設定）、⑥障がい児のための「インクルージ

ョン保育」（保育所等訪問支援事業、巡回支援専門員整備事業の実施）、⑦いいお産の日 in ちとせ（出産・育児に関する総合イベントの開催）、⑧転入親子ウェルカム交流ツアー（転入 3 年以内かつ 1 歳から就学前の子どもをもつ保護者を対象として、子育て支援センターや市立図書館、水族館の見学や親子交流会の実施を目的としたツアー）⑨企業連携ぶちゼミ（子育て支援連携事業の実施）などに力を入れている。千歳市内の児童館では、ランドセル来館ならびに自由来館を実施している。児童の長期休暇中は、自由来館の際に弁当を持参して児童館で食べることができる長期休みランチデー事業を実施している。

②館（課）が把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由について

千歳市では、子育て支援について重点的に対応している。この背景として、千歳市は自衛隊が 3 部隊あることや新千歳空港の所在地であること、工業団地が 11 か所と約 250 社

以上の企業が立地していること、さらに公務員の多さなども相まって、年間約 6,000 人の方が転出入する、いわゆる”転勤族の町”という問題がある。北海道外より転入した方が

千歳市のことを何も知らず、地縁血縁・知人等がない中で孤立してしまう家庭が非常に多いため、子育ての不安や悩みを解消する必要があるとのことであった。また、景気の回復傾向や市内に工業団地や空港、さらにはインバウンドの急増によるホテルの新增設ラッシュも重なり、雇用が増えているという。そのため、女性の就業率の上昇とともに、早

めに保育園等に子どもを預けることを希望する家庭が増えていることから、子育て支援センター利用者の低年齢化に対応する必要があった。さらに、平成 24 年に子ども・子育て関連 3 法の成立や子ども・子育て支援新制度に向けた取り組みを開始する必要があった。

③館（課）における具体的な活動内容について

千歳市は、2 か所の子育て支援センターにおいて、子育てコンシェルジュを各 2 名配置している。これは、転入により千歳市のことを何も知らない、知人や友人がいない孤立しがちな家庭の子育ての不安や悩みを解消するための支援員である。具体的な取り組みは、幼稚園や保育園、認定こども園に出向き情報を集め、資料にまとめたうえで、教育方針や申し込み方法などの各施設の特長を情報提供している。また、「ママサポート」事業として、1 回につき 2 時間程度、子育て支援センターに出向けない方や双子やきょうだいを連れての施設利用が難しい方、初めての利用は緊張してなかなか気軽に来られない方などの自宅を訪問し、自宅で子どもを見ながらじっくり相談を受けたり、施設までの同行、初めての離乳食や沐浴などのサポート支援を実施している。さらに、子育て支援センターの行事や定期健診などに子育てコンシェルジュが出向き、写真付きの名刺やパンフレットを配布して顔を知ってもらうことで、子育てに関するワンストップ窓口の役割を担っている。

千歳市の各児童館は、主に 3 つの特徴がある。1 つは、ランドセル来館の実施である。

平成 25 年に試行的に、児童クラブに入れないうえでランドセル来館を案内していた。しかし、児童クラブではなくランドセル来館を希望する利用者のニーズが把握されてきた。利用者の声を取り入れ、平成 26 年より全児童館でランドセル来館を実施している。その際、児童館利用者のうちランドセル来館や自由来館はあくまでも現場職員の見守りとし、生活や遊びの提供等の育成支援が必要な場合は児童クラブを利用してもらうことですみ分けをしている。実際は、学年や親の就労状況、利用頻度によってすみ分けを行っているとのことであった。また、ランドセル来館を導入した際に、保護者の就労状況を考慮して利用就業条件の緩和や、保護者等の急病により家庭で見られない場合の緊急一時利用なども取り入れている。児童クラブ利用者数は横ばいに対して、ランドセル来館登録者数は年々増えているという。そのような状況に対応するために、定員の緩和やランドセル来館担当職員の配置の工夫を行っている。つまり、保護者の就労状況や家庭のニーズを聞き、取り入れて、子どもの居場所づくりや保護者が労働や急病があっても安心して過ごすことが

できる仕組みづくりをしている。

2つめは、児童館内でのランチデーの開催である。千歳市の児童館では、小学生の夏季休暇などの長期休暇中に、持参した昼食を食べる場を提供している。これは、保護者の就労時間が非常に短い場合や小学校高学年で自由来館の子どもを主対象者としている。ランドセル来館の場合に行き来できるのは児童館敷地内だけであるため、公園などを行き来するなど活動範囲が広い子どもにとってのランドセル来館の緩和を狙いとしている。加えて、ランチデーを紹介することで、申込期限に遅れた方への不満解消にもつながっている。また、2か所の子育て支援センターで子育て家庭向けの毎日ランチデーを開催している。以前は児童館や子育て支援センター施設内の飲食は禁止であったが、親子にとって食事をしながら交流する機会を設けるために、平成26年より月に2回程度のラン

④活動を開始するきっかけについて

活動を開始するきっかけとなった出来事の1つは、千歳市が”子育てするなら、千歳市”というキャッチフレーズを掲げる際の、児童クラブの待機児童問題があったという。加えて、児童クラブの対象年齢が6年生まで拡大になる時期であり、どのように6年生までの子どもを既存の施設で受け入れていくのかを政策会議で検討していった。その中で、建物の増築や室内レイアウト変更など、受け入れが可能となる方法を模索していったと

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法について

各児童館における地域ニーズが発生した場合の対応として、各児童館の現場職員から

ランチデーを始めた。平成28年10月より毎日ランチデーとして実施している。この設定により、終日利用者がお弁当を持って昼食をとり午後も遊んでく親子など、子どもの状況に応じた利用ができるよう幅を広げているという。

3つめは、中高生タイムの実施である。ランドセル来館の仕組みを作る際に、行ったことの1つが中高生タイムである。これは、仕組みを作った際に中高生の児童館利用が多かったため、児童館閉館前1時間は中高生専用の時間帯として中高生専用タイムを設けた。

その他、千歳市はホームページやブログなどによる情報発信に力を入れている。また、行事の際に報道機関に取材に来てもらい、行事の案内を載せてもらうことで来館促進を図っている。

ころ、東京都目黒区のランドセル来館の話が1つの取っ掛かりになった。

2つめは、既存事業の見直しを行うとともに、新規事業を立ち上げた。その際、児童館・学童クラブ指導員に実施の根拠や必要性を説明することで指導員が納得できるようにしつつ、モチベーションが上がるよう、職員が一体となって事業を始められるように工夫した。ランドセル来館導入時には、東京都目黒区に見学に行くなど精力的に活動した。

本センターの児童館担当職員に連絡が入る体制がとられている。そのため、本センター

の児童館担当職員がキーパーソンとなり、児童館まつりやいいお産の日など、本務に係る各イベントを通して、保健福祉部局の保健師や民生・児童委員など、関係機関・関係施設あるいは関係者とのつながりを構築しており、連携事業等における協力やサポートがスムーズに対応できている。さらに、児童館担当職員は、日頃から各児童館や児童クラブを巡視し、ランドセル来館などを始める際に学校に足を運び丁寧に説明を行うことで、問題が起こった際に保護者や学校などとの調整が可能な体制を構築してきた。

子どもに係る地域ニーズに対応するためには、学校や専門機関との連携が必要になる。以前は、不登校児が児童館に来館していることに対して学校側から問題視されることがあったものの、連絡を取り合うようになった現在は、学校側が理解を示しているという。そのため、子どもを家庭児童相談室やカウンセリング、教育相談員につなげるために、学校と連携を取り合うこともしているという。また、児童クラブや児童館利用児童の児童虐待に関する対応として、関係者会議や要保護児童対策地域協議会に学童クラブ指導員や児童館の現場職員、児童館担当職員が一緒に参加しているという。そのような気になる子どものケースでは、子どもの見守りのために本センターから現場の指導員に伝えるとと

もに、情報共有のための会議を開催することで対応している。また、児童館担当職員が児童館や児童クラブに実際に出向いて、心配な身体的状況がある場合は複数で確認しながら、現場職員に負担がかかりすぎないようにサポートしながら体制を整えている。

児童館の現場職員から児童館担当職員に上がってきたケースは、子育てコンシェルジュや保健師につなげるケースもある。子育てコンシェルジュは、子育て支援センターの行事や定期検診への参加、幼稚園・保育園・認定こども園に出向き情報を集めることで、つながりをもっている。定期検診への参加等により母子保健部門とも連携しているため、専門的な相談が必要な場合は市の保健師や他機関につなげている。保健師は、本センターから情報確認をした際、既に関わっているケースが多いため、保健師との連携場面が多い。このように、地域ニーズに対応するためには、他機関・他部署等との連携が必要である。そのため、本センターが中心となり、年に3、4回程度、幼稚園、保育園、認定こども園、行政、民生・児童委員、育児サークルなどが集まり、子育て支援関連の情報共有の機会を設けている。加えて、必要なケース会議や打ち合わせ、情報共有は常に行うことで、子育て支援関係のネットワークを中心に、連携体制を整えている。

⑥活動の効果・成果（地域ニーズに対応するネットワークの構築に至る経緯も含めて）

主な成果の1つとして、切れ目のない支援体制の構築がある。子育てコンシェルジュの導入やままサポートの導入などの制度を整えるとともに、各機関・施設等との連携体制を構築した。これにより、電話相談や本セン

ターに来館して相談を受けるケースにつながり、孤立家庭の予防に寄与していると考えられる。また、関係機関・施設等との密な連携により、学校などこれまで連携できていなかった機関と情報交換の場をもつことがで

きるようになるとともに、児童相談所等の他機関につながることができている。そして、例えば不登校の子どもが学校に行くようになるなど、子どもへの支援に直接寄与している。

また、児童館が市内に点在しており、身近な拠点となっていることが挙げられる。児童館のこれまでのイメージであった小学生の（児童クラブの）遊び場・居場所だったものを、子育て支援センターを全ての児童館で展開するということを積極的に周知広報することで、特に未就学の在宅子育てをしている市民にとって、頼りやすい場となっている。千歳市の人口構造や転出入が多い状況、冬期の遊び場対策を考えても効果的に働いている。

主な成果の2つめとして、居場所づくりと

保護者支援がある。児童館においてランドセル来館やランチデーを始めたことで、まずは子どもや保護者の居場所づくりに寄与している。親の働き方に応じて来館方法を選べることにより、保護者が安心して仕事ができる仕組みづくりをしている。また、子どもの遊び環境としても、選択肢が増えることは望ましいことである。児童館を利用拠点としながら、地域で生活する児童を支えることができている。

また、児童館の敷居の低さから、不登校や非行傾向、家庭で居場所がない子どもにとって安心して過ごせる居場所ができる。そのことにより、児童館の現場職員は子どものニーズをキャッチでき、見守りだけではなく他機関につながることができている。

⑦活動の課題について（地域ニーズへの対応、ネットワークの構築について）

今後活動を活発化していくうえでの課題として、まず、人材確保の問題がある。千歳市の全9児童館のうち7児童館は非常勤職員のみで運営している状況である。また、非常勤職員は働き方を選べるものの、長時間働きたい、正規職員として働きたいというニーズもあるという。保育士不足という現代において、職員のニーズに答えつつ、どのように人材を確保していくのが課題である。また、子どもの貧困や児童虐待などの地域ニーズについては、児童虐待の担当課や本センター職員などが状況を常に把握し、情報共有をし

ながら対応をしている。しかし、上述の通り児童館運営を非常勤職員で賄っているため、継続的に子どもの見守りを行う際は勤務経験の長い非常勤職員に依頼することが多くなっている。加えて発達障がいをもつ子どもが増えている中で、様々な研修会を開催することでスキルアップを目指しているものの、研修時間は勤務時間となるため、児童館で勤務する時間の調整が必要になる。地域ニーズに現場の職員がどのように対応していくのか、働き方も含めて今後さらなる体制づくりが求められる。

⑧今後の活動に関する展望

千歳市では、切れ目のない支援を目標に取り組んでいるものの、本センターや児童館のような場所に来られない、いわゆる孤立した

家庭がどの程度いるのか不明であるという。子育てコンシェルジュへの電話があった際、自身の名前や住所が言えないくらい辛い状

況におかれている方もいるという。そのような方々へ対応できる体制づくりを今後さらに進めることで、児童虐待などの地域ニーズの予防になると考えられる。

児童館活動に関しては、継続的な子どもたちの居場所づくりである。不登校や居場所がない子のケースがあった際、児童館は常に受け入れられる体制や見守り体制があることが存在意義であるとのことであった。また、障がいなどをもつ子どもが地域で生活するために受け入れ体制が大切であるという。つまり、どのような環境におかれた子どもであ

っても受け入れることで子どもが安心できる場所であること、そして、児童館は本人の状況に合わせて対応できる体制づくりの継続性が必要であることが示された。

千歳市の児童館での取組は全国各地の先駆的に実施されてきた活動を、市の事情に合わせてながら、柔軟に変化させて取り込んでいると感じた。今後も新たに発生するニーズと全国の児童館や子育て支援施策をキャッチし、うまくマッチングさせ、持続可能なものとしていくことが期待されている。

2. 北海道中標津町

①中標津町の児童館等の施策について

北海道中標津町は、北海道東部にある酪農を主産業とする町である。空港があり、観光等の玄関口としての役割もある。人口は23,661人（平成29年12月末現在）となっている。人口は微減傾向にある中、世帯数が1万を超えて増加しており、核家族化、ひとり親、単身家庭の増加が窺える。婚姻率は全国平均程度ながら、離婚率が高い。農業地域ではあるが、近隣町村における商業地域でもあり、空港や観光等の関連産業もあることから、ひとり親家庭の流入も多い。母子家庭率は道内でも高く、保育ニーズも高いのが特徴的である。

町は子育て支援のワンストップサービス

として、子育て支援室を設置し、子育てに関する業務（計画策定、保育、児童館、児童手当、医療給付等）を集約している。児童館は公設公営5館、うち1館は平成27年に中核的な児童センターとして整備されている。館長は子育て支援室長が兼務し、職員は正職員1名（児童センターに配置）以外全て嘱託職員で運営している。

教育環境としては、小学校4校、中学校2校、義務教育学校1校、高等学校2校、高等養護学校1校。放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は全て直営で、児童館に併設されている。利用料は無料であり、全就学児童に対する登録率も高い。

②中標津町における児童館／子育て支援施策の特徴的活動について

児童館を拠点とする子育て支援体制の構築が特筆する点である。特に、要保護児童や家庭に対する支援での現場最前線での役割を担っている。

具体的には、図に示す「中標津町子育て支援・虐待防止ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において、児童館の位置づけを地域に密着した受入直接的支援の拠点であると考えている。児童館職員も理解の上、情報を共有し、適切な対応に努めている。

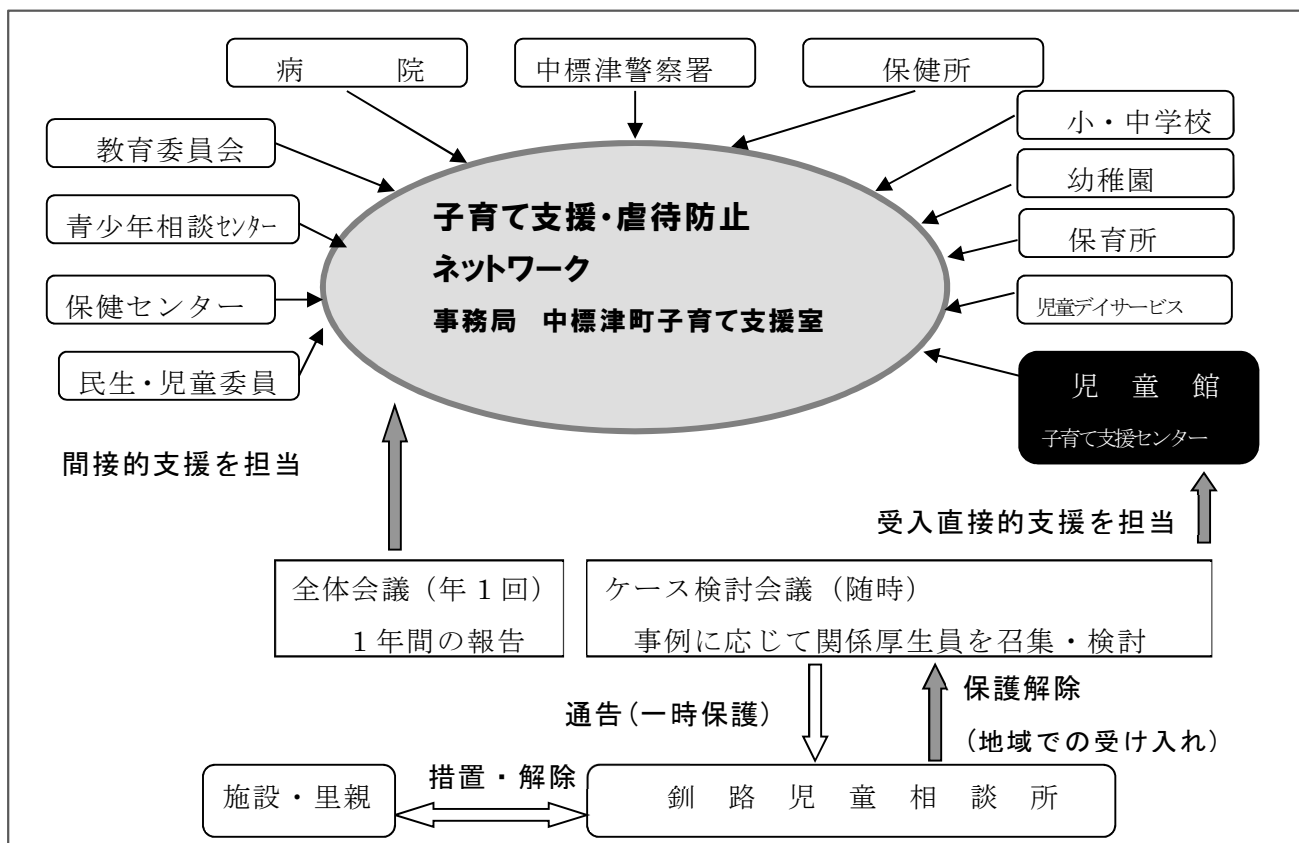
また、コミュニティにおける子育て支援の拠点として開かれており、地域住民が参画する取組が多く展開されている。それによって、地域の児童を地域住民が見守り、共に育むことを仕掛けている。

例えば、趣味や特技を生かしたボランティ

ア「チャイルドアドバイザー制度」(団体・個人20組が登録)、地域住民との交流機会や食育のサポートをする「児童館菜園たがやし隊」などによる児童館活動への協力・参加がある。また、毎年2千人が参加する「じどうかん祭り」では子どもが企画したものを、大人実行委員会がサポートする形で実施。あるいは学力低下の課題に対して、長期休業中には町民有志と共催しての「児童館てらこや事業」を立ち上げている。現在では中学生・高校生が活動に参画し、小学生の学びをサポートしている。

これら全て、多世代の町民のボランティアな参画があつてこそ実現できている事業の一端である。

図. 中標津町子育て支援・虐待防止ネットワーク



平成 27 年度には、児童館機能、中学生・高校生の交流や活動の拠点となる機能、並びに子育て家庭への支援機能を持つ、0～18 歳までを対象とした児童健全育成の核となる中標津町児童センター「みらいる」が建設されている。この建設には、地域の中学生・高校生による「建設プロジェクトチーム」を結成して、『ありのままの自分でいられる場所』を基本コンセプトとして、基本構想、設計、建物内外の配色に至るまで要望や意見を取り入れた施設建設を推進している。児童館の利

用者実績も増える中、利用主体である子どもたちからの意見は議会でも好意的に受け入れられ、建設に弾みがついた。

教育委員会で所管していた最後の年度である平成 13 年度には 3 万 8 千人ほどだった利用者数（全館の合計数）は、15 年間毎年増加し、平成 28 年度には 10 万人を突破した。町民が多様な形で参加する機会を得られたことにより、利用が促進されてきた結果と見て取れる。

③館（課）が把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由について

要保護児童の支援に力を注いでいる。小型児童館では、利用児童のうち児童クラブ利用児童が 7 割を占めており、福祉的な支援を要する児童・家庭については児童クラブへの登録を促し、継続的に観察と支援を行っている。児童クラブの運営にあたっては、自由来館児童と一緒に過ごすことを意識的におこなっており、さまざまな活動（実行委員会、クラブ等）も両方の児童が参加できるようにしている。保護者の就労状況や抱えている課題を理由に居場所をわけることなく、子どもたちの人間関係を維持することを基本としている。人口の偏在もあり、地域によっては小学生の人間関係が濃く、学校内から放課後まで共に過ごすメンバーが変わらないこともある。そのため、異年齢も含めて多様な関わりがあること、また地域住民との接点を多く持つことによって、心理的、社会的な発達を促すことにもつなげていると言える。

要保護児童支援への対応の観点だけではなく、中標津町の児童館が重要視しているのは「発生予防」である。課題の早期発見・早

期対応を繰り返していても、根本的には解決しない。児童の健全育成活動そのものに予防的効果があると考え、全国公募のパイロット的な事業にも参画するなど積極的に中標津モデルの構築を目指している。

例えば、『赤ちゃんボランティア』の登録がある。児童館を利用する乳児親子に登録してもらい、中学校での「ふれあい交流」を実施している。全中学校で実施されており、町内で育つ全ての子どもたちが、結婚・出産までに必ず一度は赤ちゃんとのふれあいができるようにしている。10 年以上継続する中で、中学生だった子が母親となり今度はボランティアとして、赤ちゃんだった子が中学生となり体験者へとなるという循環が生まれている。また、中学生・高校生世代と母親との自然な交流が生まれ、町内での助け合いや言葉の交わし合いが生まれている。

また、『こんにちは赤ちゃん家庭訪問』事業がある。町保健センターが実施する新生児訪問とは別に実施している。児童厚生員等が家庭へアウトリーチしている。密室育児を減ら

し、できる限り児童館への来館を直接、児童館職員が実施することがポイントである。声を掛けてくれた人がそこにいるということがきっかけとなり、一歩外へ出る、あるいは継続して児童館へ通おうとするモチベーシ

ョンにつながっている。

これらの取組は、児童館からアウトリーチすることにより、児童館が持つ予防的機能を活性化させると考えている。

④活動を開始するきっかけについて

平成 12 年に、子育て支援・要保護児童対策に関する担当窓口として現室長は着任した。町で初めて窓口を設定したことにより、多くの相談ケースを抱えることとなった。周りの資源を活用しながら対応してきたが、これまで担当したこともなく、専門的な資格を保有しているわけでもなく、試行錯誤していた。役所の窓口でできることには限界があると認識し、子どもたちに対応する現場を持つ必要性を感じた。庁内にある資源を見たときに、「子どもたちのありのままの姿を見ることができる」「評価をしない」「遊びのなかで家庭の状況が見える」児童館に着目した。当時、児童館は教育委員会に所管されており、放課後の児童の受け入れ場所にとどまり、現場も児童館機能の最大化ができていなかった。老朽化も相まって、廃止の構想もあった。そこを福祉課に移管し、機能を最大限に活用する施策面での整備、職員の意識変容する両面に取り組んだ。

まず、平成 15 年に「次世代育成支援行動計画」を策定する際に、児童館を子育て支援の拠点として設定した。乳幼児対応の子育て広場から小学生の自由来館、児童クラブ、中高生の活動まで一連の事業体系ができてき

た。

そこで課題となったのは、職員に関するものである。まずは、全てが嘱託職員化されているなかで、勤務時間に限りがあり、打ち合わせもままならない状況があった。また、社会保障面、なおのこと報酬面では十分ではなかったようである。まずは職員の体制を整えていくことが先決と考え、勤務時間、職員数の見直し(増加)を図っている。これにより、報酬等で雇用の安定につなげようと努力した。職員の安定から始め、事業を安定させようとした取組である。

その上で、研修に力を入れた。当時、町の嘱託職員には研修旅費、特に北海道外に出るものは認められていなかった。これを財政局と交渉し、一般財団法人児童健全育成推進財団が実施する児童厚生員等基礎研修会へ参加させることとした。町外の児童館の様子を見ることができ、先駆的な事例や児童館施策に関する情報を仕入れて、自館の活動にかせるようになった。更に、外からの目でわが町の児童館を考えることができるようになったことが、大きいと語る。それは、職員の大きな意識改革と道内外の関係者との人的ネットワーク構築から証明できている。

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法について

要保護児童支援の範疇では、児童相談所と

の連携がある。児童館から一時保護を行った

こともあり、その際には、子育て支援室、児童館、児童相談所が連携して実施している。また、一時保護解除時には、関係性の維持や当該児童の心理的な面への配慮として、児童館職員が一時保護所への引き渡しに同席することもある。そのことにより、児童が安心して、また児童館（児童クラブ）へ通えるようにするということもあるし、児童相談所としてもどこがフォローアップしているのかを児童館職員の顔を見ることで安心するということもある。

学校との連携も重要である。学校の教諭が児童館に来ることも多く、また児童館職員も参観日などには積極的に参加し学校での様子を観察している。また、情報共有の機会も設けており、4月には必ず児童館との会議を各学校で実施している。

不登校児童、発達障害のある児童の利用もあり、学校と連携し、その居場所づくりにも力を注いでいる。児童館は赤ちゃん訪問から担当しているため、0歳から関わりのある子どもが多い。そのため、子どもたちの発達過程に寄り添っており、職員と保護者との関係、職員と子どもの関係が構築されていることから、対応がしやすい面がある。

これらの関係性を取り持っている子育て支援室の役割は大きい。児童館が独自につながれる部分もあるが、町役場からの働きかけが有効な場合も多い。児童相談所への通告も全て子育て支援室が担っている。学校も児童館も安心して情報を共有し、子どもを守ることを第一に、そして子どもたちが一時保護などから戻ってきても生活する場、（学校や児童館）を守ることに努力している。

⑥活動の効果・成果（地域ニーズに対応するネットワークの構築に至る経緯も含めて）

所管課（子育て支援室）が児童手当、要保護児童対策地域協議会等の業務を一括して担当していることから、児童館とやりとりしている情報が有機的につながり、支援体制を構築しやすい状況にある。児童館では遊びや子どもとの会話の様子から家庭状況の変化をつかんでおり、逐一所管課に情報が上がっていくようにしている。情報を受けた際には所管している事業（児童扶養手当や保育等）で把握している家庭状況との差異を確認し、児童館に対して適切にどのような点で見守りをするのかを指示している。

放課後児童クラブや子育て広場の活動の利用は無料であり、特定の課題を有した子ど

もや家庭にとっては、利用しやすい環境が整備されている。一時保護解除後などの見守りが継続的に必要な家庭に対しては、利用を強く勧めることができる。また、貧困対策の学習支援のように写る「てらこや事業」についても、対象者を限定することなく、全ての希望者を対象にしており、“特定課題児童・家庭を対象とする施設”とのイメージを持たせないことを児童館で実現している。

小学生のひとり親家庭の約25%は児童館利用経験があり、中学生・高校生世代においても近い割合にある。課題を抱える可能性がある児童の一定数の利用が見られる。

⑦活動の課題について（地域ニーズへの対応、ネットワークの構築について）

職員の雇用の問題がある。児童館は福祉課題の発生予防・早期発見やその後のフォローアップ等重要な役割を果たしているが、職員体制としては嘱託職員が中心であり、その雇用の維持が課題となっている。町としては、待遇（報酬額）改善、職員増員、超過勤務手当の支給などによる働きやすさの向上を行ってきている。しかし、経験年数が5年を超える職員も多く、無期転換の必要性がある。このようなことを背景にして民営化も検討されるところだが、個人情報保護の観点からも直営を維持していきたいとの考えである。しかしながら、町民でもある職員としては難

しい局面に立つこともあり、所管課による職員を支える体制が重要である。なお、児童館長は兼務であるが、1週間に1回、児童館職員との会議ができるようになっており、職員の様子を見ること、そして職員からの現場の生の声を聞くことができている。

要保護児童対策に力を入れており、効果も出ている中標津町の児童館だが、そのことを周知するわけにはいかないというジレンマがある。児童館にレッテルが貼られてしまい、課題のある子どもたちが敬遠する場になってしまつては本末転倒であるためだ。

⑧今後の活動に関する展望

地域住民が児童館を支えることにより、児童館が地域にとって必要不可欠なものとなると考えている。そのため更なる周知広報、特に児童館活動に参加することによっての理解促進が重要となる。実践例としては、児童館祭りでも児童館や大きな建物に留まるのではなく、町内を巡回するシャトルバスに「児童館」の文字をラッピングした上で走らせるなど、目を引く取組をしている。大人に認知されることが重要であり、子どもの来館促進にもつながるし、支援者の輪を広げるこ

ともつながっている。

子育て支援室長が長らく児童館長を兼務し、実績を上げてきた。長期間に亘り、児童館を核とした子育て支援体制を構築することができているが、これをどのように引き継いでいくのかが、次のステップとなる。町民が多様な形で児童館に接点を持っているが、これをフォーマルな仕組みにも参画していくことを更に拡充することで、児童館を守る体制づくりができていくと考えている

3. 東京都葛飾区

① 葛飾区と児童館

東京都葛飾区は、特別区の1つで、23区の東側、荒川に面し、荒川区、足立区、江戸川

区、千葉県、埼玉県2市に隣接している。区内を江戸川、中川等の河川が流れ、自然あふ

れる公園等もあり、南北にJR線2線、中心に京成線が走り、都心への通勤・通学にも至便な住宅地域である。人口は460,423人(平成30年1月1日現在)、0～14歳は54,215人と増加傾向にある。

児童館は区内に27館あり、全て公設公営である。区を7つの地域に分け、その中核となる基幹型児童館が7館(各地域に1館)、地域型児童館は20館が設置されている。27館

の内、2館が中高生対応型児童館である。放課後児童クラブは館内併設の区立学童クラブ24カ所、小学校内等実施の私立学童クラブ63カ所で運営されている。平成14年度から始まった小学生の放課後を地域住民の見守りで運営する放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)は、現在、区内49の全小学校で実施している。

○葛飾区における児童館／子育て支援施策の特徴的活動について

葛飾区は、地域の中核である「基幹型児童館」7館において、平成27年10月から母子健康手帳の交付を始めた。交付と合わせて児童館内で、妊婦の「ゆりかご面接」を実施するため、各基幹型児童館に看護職(保健師、助産師等)を週5日の非常勤として配置し、個別面談ができる相談室を整備した。「ゆりかご面接」は約30分間、所定の書式に基づき、看護職が行う。面接はハイリスク妊婦のスクリーニングに活用し、子育てに課題が予測される妊婦の早期発見・早期対応につなげている。また、産後以降の子育て相談を含め、看護職と児童指導員(児童厚生員)が、相互の

知識や経験、専門性を生かして活動をしている。

基幹型児童館では、妊産婦と家族を対象にした講座や、子育て支援に関わるイベントを開催して、妊娠期や出産後も気軽に子どもと一緒に利用できることを知ってもらうきっかけづくりを行っている。つまり住民は、児童館という身近な地域施設で、看護職や児童指導員に子育て相談ができる仕組みになっており、出産前から児童館を知ること、妊娠・出産から子育てへと児童館の活動に参加しやすくなり、行政としても親子共に切れ目のない支援を可能にしている。

②葛飾区が子育ての拠点を児童館とした背景

葛飾区の児童館の主な利用者は0～18歳未満の子どもである。ここ15年ほどの利用実態をみると、そのうち、乳幼児親子と小学生が約9割を占めている。しかしながら、民間子育てひろば事業、放課後子ども事業と利用者の重複もあり、年間利用児童数は減少している。とりわけ、放課後子ども事業が普及してきた平成17年以降からの小学生の大幅な利用減少が目立つ。一方で、児童館で行っ

ている乳幼児事業「のびのび広場」の利用者は、ゆるやかに減少しているものの一定の利用があることから、在宅で子育てをする家庭の支援として需要があると見込まれた。これまで基幹型児童館は乳幼児を中心に育児不安の解消等を目的とした事業を行うなど、在宅家庭の子育てを支援するための中核を担うほか、子育て支援施設や関係行政機関等との連携強化を図ってきた。

これらの状況を踏まえ、葛飾区は、これまでの児童館の役割を見直しつつ児童館機能の集約及び強化を図り、地域の子育て支援拠点施設として整備することとした。

また、より地域ニーズに適合した施設として整備していくため、子育て支援総合窓口設

置の拡大(母子健康手帳の交付を含む)や、一時預かり事業、保育園の給食体験事業、地域の子育て力向上を図るための取り組みなど新たな事業の検討を行い、今日的なニーズに寄り添った支援が出来るように準備を進めている。

③葛飾区における児童館の活動内容

葛飾区の児童館は、以下の活動を行っている。

1)母子健康手帳の交付と、マタニティパスの交付(母子健康手帳交付時やゆりかご面接時に交通系ICカードを配布し、通院・日常生活等の妊婦の外出支援をする。)

2)妊娠・出産・育児相談

3)乳幼児を対象とした育成・支援(年齢別活動などを含む。)

4)妊産婦と家庭を対象とした各種講座(産前産後の親、赤ちゃんの健康、育児支援のための講座)

5)小学生を対象としたあそびの広場、季節行事

6)出前児童館(児童指導員が「放課後子ども事業」に出向き、運営する区民と協力してプログラム指導をする。)

7)事業でのボランティアの活用・育成、各関係機関との連携(小学校や中学校を含む)

上記の1)、2)については、基幹型児童館が実施している。

また、3)は、区民対象とした「産前・産後ママのための児童館子育て講座」を開催している。産後ママが参加できる講座は「産後

30日～120日」と講座毎に参加可能な期間を設け、その時期に必要な講座を企画している。出産に向けた準備を行う講座や子育ての知識や理解を深める講座、母親のリフレッシュを目的としたものなど、種類が豊富である。具体的な実施内容は、産前の「はじめまして、赤ちゃん!」を初めに、産前・産後も参加できるものとして、「スタイづくり」「ヨガ教室」「赤ちゃんとふれあいベビーサイン」「ベビーマッサージ」「簡単♪楽しい♪離乳食を作ろう!」「ママ・パパ・赤ちゃんにとって心地よいだっこ・おんぶ講座」「きれいママを目指して!ピラティスエクササイズ」「絆を深める親子体操」「家族で遊ぼう!心と脳を育てる赤ちゃんとの遊び」など、幅広く実施している。これら講座の実施運営は、児童館在中の看護職、児童指導員が行うものや、地域のNPO団体や専門職等、人材活用を行っている。

基幹型児童館では、これら事業を総称して「すこやか子育て応援隊」と銘を打ち、区民への周知用チラシを作成し、母子健康手帳の交付時や児童館内に配置しているほか、ハローベビー教室や2ヶ月児健診の際に紹介している。

④母子健康手帳交付と「ゆりかご面接」(葛飾区版ネウボラ事業)の活動を児童館で開始

するきっかけ

葛飾区版ネウボラ事業の活動を開始するきっかけは、子ども子育て支援法の「利用者支援事業(母子保健型)」と、東京都の「出産・子育て応援事業」の目的に掲げてあるように、「妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現するため」である。

葛飾区においては、これまで母子健康手帳の交付場所は区役所や区民事務所など数多くあったが、これらの場所は何か用事があった初めて足を運ぶ場所であることから、母子健康手帳を渡したら、そこで妊婦との関係性は終了するというように、支援の継続性に欠けるという弱点があった。

そこで、葛飾区は区内8カ所の区民に身近な子育て施設(7児童館と子育てひろば1カ所)で母子健康手帳の交付を開始するなど妊産婦事業の強化を図った。葛飾区の基幹型児童館は第2週又は第4週の日曜日のいずれかが休館日(各基幹型児童館により異なる)であるが、ほぼ毎日開館している。こうした

区民の利用がしやすい児童館には、保育士免許を有した子育ての有資格者が配置されているほか、保健師や助産師、看護師などの資格を有する職員を雇用することによって、子どもの育児・健康の両面からアプローチを可能としてきた。子育て世帯の不安や心配事は、出産の備えや産後の授乳や育児、子どもの疾病や発育、友達関係など、子どもの発達段階に応じて日々変化していく。こうした背景を見据えて、子育て支援の充実を図るためには、できるだけ早期に妊婦や、子どもとその保護者と顔の見える関係づくりをしていくことが望ましい。こうしたことから、これまで地域の子育て支援を支えてきた児童館で母子健康手帳の交付を開始した。出生前からの取り組みである「母子健康手帳の交付」を児童館で開始し、そこに看護職を常駐させたことは全国でも例がなく特質すべき活動といえる。

⑤活動を実施するうえでの他機関との連携方法について

葛飾区版ネウボラ事業を推進していくために、連携やネットワークづくりの基礎は、所管課である保健センターや母子健康手帳の交付に関することを管轄する子ども家庭支援課の役割が大きい。関係機関は、月1回の連絡調整会議を行い、基幹型児童館や保健センター、子ども家庭支援課と情報共有を行う。また、個別具体的なケースであるハイリスク妊婦については地区担当保健師に情報をつなげる。具体的な実施例としては、母子健康手帳交付時にゆりかご面接を行い、本人が望まない妊娠であることを吐露している

場合や、若年妊婦、高齢妊婦で母体への影響が心配されるケース、面接者が気になったことや気になった言動があった場合など、子どもの出産後におけるリスク管理なども踏まえて、スクリーニングを行い、ハイリスク妊婦として分類された場合は、保健センターへの連絡を必須としている。ハイリスク妊婦のその後の支援は、地区担当保健師を中心として保健センターに移行する。保健センターの地区担当保健師は、家庭訪問のほか、2ヶ月児の会や乳幼児健診、1歳6ヶ月児健診など母子と家庭の経過を把握していく。

一方で保健センターがその後どのような支援を行っているか基幹型児童館への情報提供はされていない。「ゆりかご面接」を基幹型児童館で行った妊婦が、出産後、子どもを連れて児童館へ遊びに来たことがあったが、この親子に対して、保健センターの支援が継続しているのか確認ができず、どのような点に注意してその親子に関わればよいのか戸

惑ったというケースがあった。事前に情報が共有できれば、よりよいケアができるため、守秘義務などの高いハードルはあるが、それらを乗り越えていく必要があると児童館は切望していた。

なお、その他、ハイリスク児以外の乳幼児は、保健センターは2ヶ月児までを担当し、それ以降は児童館が担当している。

⑥ 活動の効果・成果について

葛飾区版ネウボラ事業の効果として考えられるのは、以下の3点である。

1つは、妊娠初期から出産後の子育てを視野に入れた支援を早期に開始することにより、母子の健康の保持及び増進、出産や育児に関する不安の解消をすることができる。また、その場所の一つを児童館においたことで、親子の身近な場所で、地域の人々や専門職とつながることができることは、子育てをキーにした地域の活性化を図ることもできる。また、児童指導員と看護職の連携、協働により、お互いの専門性をいかした利用者の関わりや考察ができ、より適切な支援に繋げることができる。

2つめは、妊娠や子どもの出生をきっかけに、出産、子育て、教育に係わる機関が協力して、全ての母子とその家族の健康作りや子

育て支援の環境整備がすすんだことである。区が実施した「葛飾区政策・施策マーケティング調査」では、「葛飾区で安心して子育てができると思いますか？」の問いに「はい」の回答が平成27年は55.3%、平成28年は59.2%、平成29年は62.2%と、年々、葛飾区で子育てすることに、区民の安心感が向上している結果が得られていることから、子育て支援の施策に対する効果があることがわかる。

3つめは、こうした成果をもとに、子どもをもつファミリー層の定住促進と出生者数の増加に寄与すると推察できる。

参考：平成27年4月1日現在 乳幼児人口 21,995人 0-14歳 54,067人

平成29年4月1日現在 乳幼児人口 22,197人 0-14歳 54,142人

⑦ 葛飾区版ネウボラ事業の課題（児童館の課題）について

葛飾区版ネウボラ事業の課題（児童館の課題）として考えられるのは、以下3点である。

1つめは、看護職の配置についてである。児童館に保健師や助産師、看護師の配置は例を見ないことから、人材の確保と育成の必要性がある。看護職は、子どもやその保護者の

健康面を下支えするための指導・助言といった専門性だけでなく、利用者の話に耳を傾け、必要な助言を行う技術が求められる。子どもの両親やその家族に寄り添い、共に子育てを考え、子育て中の世帯を支えていく活動が求められることから、子育て支援サービスの

理解や更なるコミュニケーション能力が求められる。

2つめに、児童館を含む看護職の配置がある母子健康手帳の交付窓口での交付件数が少ないことである。チラシ配布や広報紙の掲載、区ホームページを活用した紹介など、幅広く区民周知を行っているが、区民に届いていないのではないかと担当者は推測している。児童館等、子育て施設での交付が、安心して子育てに向き合うきっかけとなったと利用者が語りつぐような、新たな取り組みが必要になるものと思われる。

3つめは、ハードウェアの整備である。面談室については、これまで倉庫として利用していたスペースを早急に整備したこともあり、利用者が安心して面談を行える空間とは言い難い。また、葛飾区では児童館を保育園

や地域コミュニティ施設との併設で整備してきたことや、建設当初は小学生以上の利用を想定した造りとしてきたことから、児童館自体が階上にあるほか、エレベーターの設置がない建物がほとんどであるため、妊婦やバギー利用者が利用しにくいなどバリアフリーの施設ではない。また、児童館内の諸室を見渡しても従来の児童館活動を行うための諸室構成であるため、妊産婦事業や乳幼児事業を実施していくために必ずしも適した環境ではない。現在は運用上の工夫を凝らして乳幼児事業の展開を行っているが、在宅家庭への支援は、依然としてニーズが高く乳幼児親子が安全・安心に活動ができいつでも利用できる専用室は、今後求められるニーズと考える。

⑧今後の活動に関する展望

先に述べた課題にあるとおり、看護職の配置を行っている母子健康手帳の交付窓口への誘導策が求められる。平成30年度から、母子健康手帳交付時に看護職との面談を実施した妊婦に妊娠子育て応援券の配布を行うことで、看護職配置のある交付場所への届出を誘導していくことで、妊娠期における面接率の向上を図る。このことによって妊娠期から顔と顔が見える関係をより一層築けるように目指している。

2つめは、各基幹型児童館で実施している妊産婦講座の課題等を整理し、より利用者ニーズにあったプログラム活動を展開することである。例えば、お子さんが産まれた時期に関わらず、必要な時期に必要な知識を得られることが求められるが、現在の児童館のプ

ログラムはとりわけ保育園との協同事業や、保健センターの保健師の講話、外部講師などを依頼するケースが多く、年間に1回や2回しか組めない事業も数多い。通年を通して、実施していく方法を模索し、産まれた時期に関わらず同様のサービスが受けられるようにしていくため、これらの講座の見直しや児童館と関係機関との連絡調整を行う職員として、看護職を育成課に配置することを計画している。

3つめは、保健センターと協力をして面談内容の標準化を図っていくことである。他機関との情報共有を行ううえで、共通の認識にたつことの意義は非常に大きい。そうしたことから、面談内容の精査、相談記録の記入方法、その活用などの検討を行っている。

4. 東京都品川区

①品川区の児童館等の施策について

東京都品川区は、特別区の1つで、江戸時代には東海道第一の宿として栄え、現在は14路線40駅を擁する交通の要所となっている。都心に至便な住宅地域であり、商店街が数多くある。また、オフィス街、臨海部の港湾などもあり、昼間人口も多い。人口は385,122人、うち0～14歳は43,577人（いずれも平成29年4月1日現在）となっている。

児童センターは区内に25館（うち、1館は児童厚生施設としての届け出はないが、他施設同様に児童センターの名称で活動）あり、全て公設公営である。25館のうち、12館については一部業務委託の形式をとり、民間企業等に児童館事業の運営を委託している。

教育政策としては、全国に先駆けての小中

一貫教育の導入や学校選択制などの取組がある。区立の小学校ならびに義務教育学校（前期課程）は37校、中学校ならびに義務教育学校（後期課程）は15校あり、このほか私立学校がある。

放課後児童クラブは放課後子ども教室を一体的に運営する形で、区独自の全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」で実施されている。1～6年生を対象にして、祝日・年末年始を除く月～土曜日に開設。午後5時以降の時間延長（放課後児童クラブ機能、最大午後7時）では間食提供もある。休日は午前8時15分からの開所である。これは区立の全ての小学校ならびに義務教育学校に設置されている。

②品川区における児童センター／子育て支援施策の特徴的活動について

多様な取組が実践されているが、ここでは2つの活動について取り上げる。

1つは、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」と略す）との関係性である。区では「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を設置し、児童虐待のほか、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者暴力（DV）に関する事項について対応している。児童福祉施策上、この推進協議会は、要対協の代表者会議に位置づけられている。要対協の実務者会議は「地域分科会」と呼ばれている。13地区の児童センターが事務局となり、要保護児童等の対応について協議し、顔が見える関係づくりを地域単位で実施している。推進協議会は年に1回、

地域分科会は各地区1回、計13回実施されている。

13の児童センター（館長館と称している）は、区の正規職員である館長を配置し、エリア内の業務委託している児童センター（委託館と称している）、すまいるスクールの管轄をしていることから、子どもに関する情報を多く持っており、地域分科会だけではなく、日常的な見守り、早期発見等に積極的に関与できる立ち位置にいる。

要対協ならびに、児童センター、すまいるスクールの組織体制については図の通りである。

2つ目は、しながわネウボラネットワーク

における児童センターでの取組である。

妊娠期の相談事業（妊産婦ネウボラ相談員の配置）が先行実施されていたところに加え、平成28年度から周産期後の育児を支える「子育てネウボラ相談員」が児童センターのうち5施設に配置されている。相談員は保健師、看護師、教員、保育士などの有資格者であり、子育てサービスの情報提供や子育て全般の相談、他機関紹介にあたっている。相談室が用意されており、予約相談にも対応している。

この取組は、子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業に位置づけられている。

平成29年度の新規事業として、妊婦と0～2歳児親子専用のベビーサロン0・1・2の整備（1ヶ所）、三世代交流（子ども、高齢者、在宅子育て中の母親）ランチイベント、保健センターでの移動児童館が実施されており、児童センターを活用した在宅子育て支援に力を入れている。

③館（課）が把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由について

地域ニーズのなかでも、子育て支援、要保護・要支援児童に対する支援活動が課題と考えられている。

そのため、児童センターでは、安心して子どもを産み育てられるよう妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を展開する「しながわネウボラネットワーク」や、親育ち支援事業、すくすく赤ちゃん訪問事業、父親の子育て参加促進事業、妊婦対象の事業、日曜日開館（サンデー子育てサポート、6館で実施）、児童センターを活用した生活支援型一時保育（5館で実施）などを実施している。これらにより、児童虐待の予防、在宅子育て支援、子どもの健全育成における役割を発揮している。児童福祉法上の全ての児童への支援が実施できることが生かされている。

また、児童センターは、地域に密着した活動を継続するなかで、子どもや保護者、地域住民、関係団体からの相談も多く寄せられていた。その中には、不登校や引きこもり、非

行などの児童福祉上の課題も見られ、職員や館長がそれぞれ独自のスタンスとネットワークで課題解決に寄与してきた。しかしながら、時代変化の中で、全区的な視野に立って、児童センターの専門性を発揮できるようなシステムが求められるようになり、児童センターの活動や相談支援のあり方が検討されている。

「相談」するということを目的に児童センターに来所する人の割合は決して多くはない。児童センターは気軽に寄れる場であり、そこに遊びがあることで、心理的なプレッシャーを軽減させている。そこにいる児童センター職員や子育てネウボラ相談員に関わるなかで、立ち話的な相談が始まったり、職員側から様子に合わせた個別的な助言や、プログラム化することによって、相談せずともその答えを得るようなチャンスが設定できる。児童センターの特性を生かした相談支援の形がここにある。

④活動を開始するきっかけについて

児童センターが子育て支援や、要保護・要

支援児童対策に関わっていく経緯を年表か

ら概観する。

年度	出来事
平成 13 年度	全児童放課後等対策事業「すまいるスクール」開設開始（現 37 ヶ所）
平成 14 年度	児童センターあり方検討委員会設置
平成 15 年度	児童センター改革検討委員会設置（あり方検討を具体化） ティーンズプラザ開設開始（現 9 館）
平成 18 年度	「品川区児童センター事業運営実施要領」、「児童センター事業運営指針」の改定 児童センター業務の一部委託化を開始 区要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねっと協議会）発足
平成 19 年度	乳児家庭全戸訪問事業（すくすく赤ちゃん訪問）開始により、児童センター職員による訪問開始
平成 24 年度	要対協を包含した「区虐待防止ネットワーク推進協議会」発足
平成 28 年度	「しながわネウボラネットワーク」における子育てネウボラ相談員の配置（現 5 館）

児童センターの変遷における大きな出来事は、すまいるスクールの実施開始と想定される。現在では全校に整備されており、区内小学生の放課後等の重要なインフラとなっている。しかし、児童センターがそれまで主対象としてきた小学生の居場所を学校内に移す施策が始まったことにより、危機感が広がったことは事実である。これまでの活動状況、相談支援の実績等から、平成 14 年のあり方検討においては、「子育て相談機能」「中・高生対象事業」「地域連携機能」への特化を打ち出すに至っている。

本庁の係員に加えて、児童センター館長全員を委員としたあり方検討委員会も功を奏している。ボトムアップで児童センターの必要性を議論し、再構築案を提案したことで、我が事として、現場へ浸透させることができたのではないかと見ている。

なお、中学生・高校生世代への支援として

は、既存児童センターに改修工事を実施した「ティーンズプラザ」を全 9 館整備している。この整備方針も児童センター館長および職員の意見が採用されている。

平成 16 年、17 年の児童福祉法改正のなかで打ち出された要対協の設置や市町村が第一義的相談窓口として位置づけられたことも相まって、児童センターが 13 の地域単位に合わせた形でそのエリアを意識した地域連携活動が展開できるようになっている。学校区単位ではなく、区民の生活単位に合わせることによって、施策的にも児童センターを活用しやすい状況を生み出すことができている。

子育てネウボラ相談員の配置先が児童センターに決定したのは、相談対応に関して実績があることや、保護者へのアンケート結果からも児童センターの認知・利用度の高さがわかったためである。

これらの流れを見ると、事業が急に児童センターに降りてきたということだけではなく、それまでの児童センターでの活動実績と

いう裏付けを持ちながら、時宜に応じた事業を取り入れ、総合的に子ども・子育て支援に関わるようになってきたと言える。

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法について

要保護児童等のケースに対応する際には、所管課児童相談係との連携が重要視されている。児童センターを所管する係とは異なるが、同じ課にあることで情報共有が円滑に進められている。また、児童相談係には児童センター、すまいるスクールでの勤務経験のある職員が配置されており、現場の感覚を理解しながらの連携体制が構築できている。

児童虐待等の支援における会議体においても児童センターが位置づけられている。本庁で関係部署により開催される「児童虐待防止会議」であげられたケースは、子どもの最善の利益を優先し考慮した上で、児童センター館長会で報告され、積極的な見守りなど、有機的な検討の場となっている。

乳幼児の子育て支援に関しては、母子保健部門（保健師、助産師等）との連携が重要視されている。乳児家庭全戸訪問事業では児童センター職員が訪問している。区では、母子

保健部門の保健師等が会えなかった乳児を育てる家庭に児童センター職員が訪問するようにしている。また、ケースの内容に応じて、子育てネウボラ相談員と保健師が保護者の同意のもと、あるいは子どもの最善の利益を優先し情報共有をしている。

児童センターが公設公営であるということと、館長館で勤務する専任館長の存在が、庁舎内各部署との連携を促進することにつながっている。また、児童センターの守備範囲が双方に理解されていることで、役割分担も明確にできるようになり、専門機関へのつながりが丁寧に実施されている。

13の地区割の中には、地区民生・児童委員協議会をはじめとする地区単位の各種団体が存在している。担当児童センターが団体との連携をしやすい状況もあり、より地域の情報が入りやすい位置にすることがわかる。

⑥活動の効果・成果（地域ニーズに対応するネットワークの構築に至る経緯も含めて）

館長館にいる職員は公務員であり、守秘義務があるので、個人情報のやりとりがスムーズにできている。また、情報があることで、児童センターでの見守りが円滑にできるようになっており、セーフティネットとして機能している。また、館長会や児童センター自体がネットワークに明確に位置づけられているため、児童センターが有している情報も相談機関に入るようになり、相互の連携や役

割分担がしやすい現状がある。

すまいるスクールは当初、教育委員会所管の事業としてスタートしたが、平成25年度から児童センターを所管する子ども育成課に移管され、平成27年度の組織改正により、館長館の所管となった。これにより、館長館（13館）が委託館（12館）に加えて、すまいるスクール（37施設）を管轄することが可能になった。すまいるスクールのコアな利用者

は低学年児童のため、その情報を得ることができる。また、所管する施設は全て学校内にあるため、必然的に学校長をはじめとして、学校関係者と顔を合わせる機会が格段に増え、連携しやすい状況を生み出している。

児童センターが大事にしている0～18歳未満までの継続的な支援がエリア単位で可

能になっている。館長が1つの館だけを見て仕事をするのではなく、エリアを意識しながら、児童センター、すまいるスクールなどをマネジメントしていることは、子どもや子育て世代の生活圏を意識することにつながり、更なるニーズの発掘や地域に密着した形でのニーズ対応が可能になるとも考えられる。

⑦活動の課題について（地域ニーズへの対応、ネットワークの構築について）

教育委員会との関係性が重要であると考えられているが、会議等ではメンバーに入っていないケースもある。要保護児童の支援や、放課後児童対策等の実務上ではやりとりが多くあり、また庁舎内でも同じフロアにあることから連携しやすい状況にもある。進捗を確認する「児童虐待防止会議」などに教育委員会の指導主事などが入れるようにしたいと考えている。

また、児童相談所との連携も重要であると

考えている。平成23年度から区から児童相談所に研修派遣として職員を送り出しているなかでは、児童相談所の児童福祉司は児童センターが子どもたちや保護者の情報を多く持っていることをあまり知らないことがわかった。児童相談所側の児童センターに対する認識のズレを埋めていくために、児童センターや自治体からの情報発信が重要と考えている。

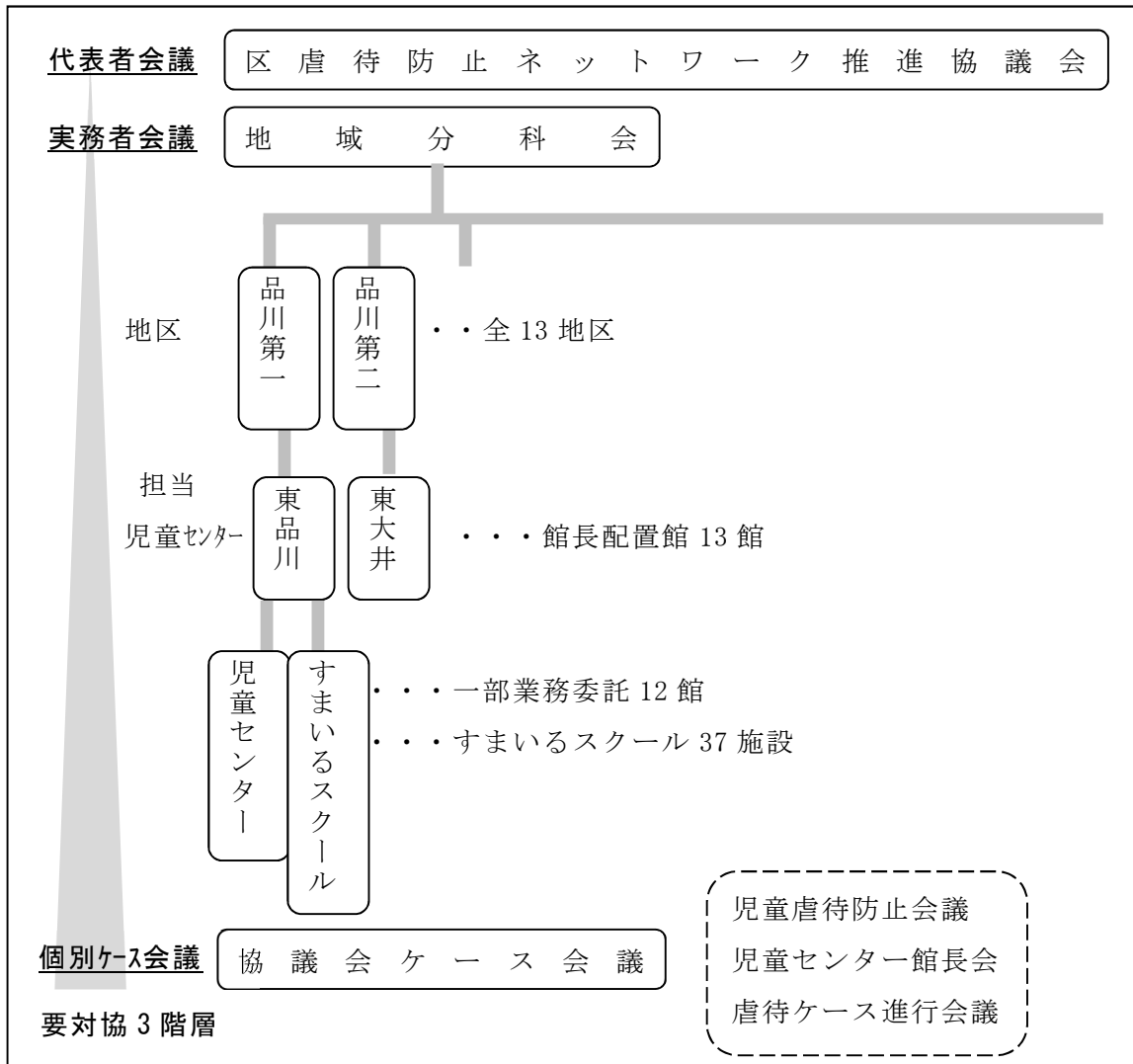
⑧今後の活動に関する展望

児童センターの職員の採用状況としては、現在は保育士に限られている。過去に採用してきた児童指導職（専門職）は定年年齢が近づいており、その専門性の伝承が課題である。また、委託館を運営する事業者への指導も必要となってくるであろう。

特別区では、児童相談所の移管が検討されている。品川区でも準備を進めている。これ

に伴って、要対協をどう位置づけていくのか、また地域の子育て支援や要保護・要支援児童対応の枠組みのなかで、児童センターの役割はどうあるべきなのかを検討することも必要とされている。児童センターの敷居の低さ、利用しやすさ、そして地域密着での支援体制構築に、児童相談所の機能や専門性がどうリンクしていくのか、今後の検討が期待される。

図. 品川区の要対協と児童センター、すまいるスクール



* 品川区提供資料を改変

5. 京都市（公益社団法人京都市児童館学童連盟）

①市の児童館等の施策について

京都市は政令指定都市であり、人口は1,470,627人、世帯数716,144世帯（平成30年2月1日現在）、全人口に占める0～14歳の割合は11.2%（平成29年10月1日現在の

全人口1,472,027人）、合計特殊出生率1.30（平成28年）となっている。

児童館は全131館ある。公設民営あるいは民設民営となっている。指定管理者制度あり

は事業委託による運営がされている。運営法人は、社会福祉法人、公益社団法人をはじめとして、宗教法人や特定非営利活動法人、該当児童館の運営委員会（任意団体）まで、さまざまである。放課後児童クラブ（京都市では学童クラブと称している）を児童館内で実施している館が130館あり、これを「一元化児童館」と称している。児童館を運営する全ての法人により、公益社団法人京都市児童館

学童連盟を結成し、市内の児童館運営の調整機能を果たしている。

教育環境としては、市立小学校164校、市立中学校73校、市立総合支援学校8校、このほか国立大学法人京都教育大学付属、京都府立、私立の学校がある。市内には39の大学・短期大学があり、「大学のまち京都」として市も推進している。

②市における児童館／子育て支援施策の特徴的活動について

京都市では、平成11年3月に、京都市児童館活動指針（以下、活動指針）を策定した。これは、行政担当者、児童館長、児童館職員により組織された「児童館・学童クラブ活動指針策定委員会」が1年余りかけて議論した末に作られたものである。活動指針は、児童館の活動を活性化するためのガイドラインとしての位置づけであり、児童館の活動理念を確立し、事業目標を明らかにすることを目的としたものである。ハウツーではなく、社会福祉・児童福祉の流れの中で、あるいは子どもの現状、家庭の状況の中で、児童館が果たすべき役割を語ることを策定方針としている。内容については詳細に亙り記載している部分もあり、指針として示しつつ、それを

市の児童館に合わせた形で解説するという体裁になっている。

およそ5年ごとに見直しを行い、最新は第3次改訂版として平成27年6月に発行している。施策の方向性も読み解きながら、時代に応じた児童館像を明らかにすることを目指している。なお、第3次改訂版では、放課後児童クラブの国の基準が変更されたことに伴う追記、コンプライアンス、アカウントビリティの明確化、そして「児童館とネットワーク」の強調、が改訂のポイントとされている。児童館を核としたネットワークについては後述する。なお、活動指針の章立て、内容のうち、今回の研究テーマに関係するものを抜粋したのが、次表である。

表. 京都市児童館活動指針（第3次改訂版）の構成（抜粋）

章	内容
序章	21世紀を生きる子どもたちのために
第1章	児童館活動の理念
第2章	児童館の基本的性格と役割・機能
第3章	児童館の運営と組織
第4章	児童館の活動技術

		【2】 ソーシャルワーク（福祉の援助技術） 1 ソーシャルワークと児童館活動 2 福祉の援助者として職員に求められる援助の知識・技術 3 児童館活動における福祉援助技術の活用
第5章	児童館の基本的活動と推進活動等	
第6章	子ども育成活動	
		6 障害のある児童の居場所づくりと活動への参加促進 8 子ども相談・援助活動
第7章	子育て家庭支援活動	
		3 子育て家庭相談・援助活動
第8章	地域福祉促進活動	
		4 地域との連携を推進する活動
		7 地域調査活動
第9章	学童クラブ事業	
		3 学童クラブにおける障害のある児童の統合育成
		4 特に配慮を必要とする子どもへの支援
第10章	児童館とネットワーク	
		1 地域子育て支援ステーション事業
		2 「ファミリーサポート事業」との協力・連携
		3 「京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」等との協力・連携
		4 保健センターとの協力・連携

活動指針に基づいて、児童館職員の資質向上を目的に、連盟は市から研修事業を受託し、年間約25回の研修を実施している。これは、児童健全育成推進財団が定める児童厚生員研修体系に加え、活動指針に基づいて考えられたものを盛り込んだ京都市オリジナルの体系となっている。市内全ての職員の研修受講記録が管理されており、どの団体で勤務していても体系的に学ぶ仕組みがある。また、上記財団の主催する全国規模の研修へ参加希望者を派遣している。これは、より広い視野で学びを深めるとともに、各地の児童館の実情を知り、他の職員と切磋琢磨する機会を設けることを目的としている。

市の子育て支援施策に対して、児童館がコミットしている事例がある。例えば、新生児

の保護者に、おむつを捨てる家庭ごみ用有料指定袋(20L×30袋又は30L×20袋)を無償配布する施策に関し、市環境政策局よりごみ袋の引換え業務を受託し、市内の児童館において引換え窓口として、通年で実施している。引換えにあたり、児童館は各施設で実施される乳幼児向けの取組を案内することができ、利用者の把握や児童館の存在アピールにつなげている。

平成29年度からは、市内の複数の大学と協定を結び、児童館での学習支援活動の取組を開始している。これは、児童館学童連盟が指定するモデル事業である。塾のような形ではなく、大学生が創り出す柔らかい雰囲気の中で遊びも含めた学習支援ができたかと考えている。これには、自由来館児童も学童ク

ラブ登録児童も参加できる。モデル館の選定基準は、地域特性や地域とのつながりの強さ、自由来館児童の利用率などである。

京都市では「地域子育て支援ステーション事業」を実施している。京都市では市全体の子ども支援のネットワークを三層で考えており、その一番地域に密着した層に位置付けている。地域にある児童館、保育所、幼稚園、認定こども園を全てステーションとして指定している。児童館がその中において「基幹ステーション」という位置づけになっている。基幹ステーションは、エリア内のステーションや学校、福祉施設、関係団体をつなぎ、地域に根ざした子育てに関する情報共有の機会づくりと、各施設・団体で協働する事業を実施することを推進している。これらステーション事業の上層には、行政区ごとのネットワークがあり、更にその上には市全体の行政、関係団体等が名を連ねる会議体が設定されている。

平成 29 年度に児童館学童連盟は、児童館

で行われている「家族支援」について調査を行い、その実践をとりまとめた検討を加えた実践事例集『あめのちくもり そして晴れ』を発行した。子どもの貧困やひとり親家庭の支援、虐待ケースなど多様な児童館実践が掲載されている。児童館職員の内部研修用として活用されており、他館の実践事例に刺激を受け、またケース対応やネットワーク形成の研鑽につながっている。これを基にした研修会も開催されている。

子育て支援ステーション事業でのネットワーク会議は、回を重ねるなかで、個別ケースに関する情報共有の場になってきており、基幹ステーションである児童館のソーシャルワーク力が重要となっている。児童館は子どもと子育て家庭を巡るさまざまな課題に関わるということを意識的に発信しており、児童福祉施設としてソーシャルワークを実践するということを重点項目として、京都市内では推進しようとしている。

③館（課）が把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由について

活動指針では、「障害のある児童の居場所づくりと活動への参加促進」、「学童クラブにおける障害のある児童の統合育成」が掲げられており、障害のある児童への取組が積極的に行われている。児童館が目指す全ての児童の健全育成という観点からも、また、障害の有無で分断されることのないノーマライゼーションの精神からも、児童館で障害のある児童の支援に取り組むことは自然な流れであった。

特筆すべき取組としては、平成 7 年から開

始された学童クラブに対して介助者（ボランティア）を派遣する制度である。介助者は有償ボランティアとして遊びや生活の支援・介助に関わっている。この事業は市から児童館学童連盟が委託を受けて実施している。学生や主婦層まで多様な人材が登録されており、児童館学童連盟と児童館が連携して、調整を行っている。利用児童は、学童クラブに登録している小学校育成学級及び総合支援学校に在籍する程度の障害を対象としている。

④活動を開始するきっかけについて

活動指針策定のきっかけは次のようなものである。児童館活動が全て委託事業で実施されてきた京都市では、契約上の実施内容（仕様書や契約書で定められたもの）は大まかなものであって、一つひとつの児童館の活動を積極的に実行するような方向性が書かれているわけではなかった。そのため、受託した先によって、解釈が異なり、運営方針なり事業内容に開きがあった。しかしながら、統一した物差しもなく、その開き具合や努力している館とそうではない館の違いを説明することも難しかった。また、児童館運営を担う職員の資質や力量に関しても、当時は体系的な研修もなく、大きな差が生じていた。そのため、市内統一での研修体系を構築していった。

学習支援に関しては、明確なニーズが目前にあつての立ち上げというよりも、子どもの

貧困への支援体制の必要性が叫ばれる中、社会の要請に児童館が先駆的に関わっていくということ意識して始まったモデル事業である。これを検証し、普及していくことを想定している。

ソーシャルワークを活用した活動については、児童館の存在価値にもつながると考えられている。児童館の基本的な活動は遊びを通じた健全育成ではあるが、そのアプローチは表面的な遊び支援ではなく、関わることで見えてくる子どもや家庭の状況や子育て課題にどのように介入していくかが重要だと考えられている。そのためネットワーク形成であったり、家族支援に関する調査や事例検討であつて、児童館活動が総合的に子どもの生活に密接にコミットしているものであることを表現している。

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法について

児童館は地域との結びつきが強く、関係者との連携が行いやすい部分があり、地域子育て支援ステーション事業における「基幹」ステーションとして位置づけられている。基幹型としての役割について学ぶ研修も児童館学童連盟で実施されている。

ステーション事業では、ネットワーク構成メンバーによる会議だけではなく、学区内の子育ての状況に関する調査やイベントなどを実施しているところも多い。そのプロセスの中で、連携を強めていく取組が見られる。要保護児童地域対策協議会の地域版実務者会議としての性格も持ち合わせており、個別児童・家庭のケースについてのカンファレン

スにつながっていくこともある。

学校との連携も重要であるが、濃淡がある実状がみられる。児童館学童連盟としては市教育委員会、学校校長会、PTA 連絡協議会、施設関係団体との連携を図りながら、各地域でのつながりを促進できるような体制づくりを行っている。個別の児童館は、それぞれの取組のなかで、関係者とのネットワークを構築している。

障害のある子どもの統合育成や学習支援活動では、市内の大学との協定を結び、学生や大学の地域貢献を促進し、児童館現場としては若い力と感性を届けてもらっている。これらの動きから見ると、児童館学童連盟が各

大学や関係機関との連携やネットワーク構築を行っているため、個々の児童館ではできない、あるいは労力がかかるようなよう

なかりが享受できたり、効率よく事業運営ができるようになってきている。

⑥活動の効果・成果（地域ニーズに対応するネットワークの構築に至る経緯も含めて）

京都市の児童館の設置状況としては小学校区全てをカバーするには至っていないが、中学校区は網羅できている。学区ごとでの子育てステーション事業が整備されており、その中で児童館が基幹ステーションとして機能しているところも多くある。地域に密着しており、誰もが出入りできる児童館ならではの活動が展開されている。児童館の特性をフルに活用することが、地域の子育て環境づく

りや子ども家庭福祉のソーシャルワーク展開につながっている。

児童館学童連盟は運営委員長連絡会議を前身とした団体である。児童館の運営を安定化していこうとする事務組合的な取組からスタートし、全市レベルの児童館ネットワークが構築されていくなかで、組織的に児童館を活性化する事業が実現できていったと言える。

⑦活動の課題について（地域ニーズへの対応、ネットワークの構築について）

館長が重要な役割を果たすことは理解しているが、131人の経歴は、児童館で勤務した経験を有するプロパー職員、教員や行政職員のOBまで幅が広い。現在はプロパー館長が半数以上となっているが、それでも濃淡があるのは事実。それに対して活動指針があることによって、共通理解を求め、活動の格

差が広がらないような取組を連盟としても実施している。もちろんのこと、職員についても同じ事が言えるわけであり、活動指針に職員として身につけるべきことや、館長の役割なども書き込んでおり、いつでも活動指針に立ち返って、ふり返ることができるようにしている。

⑧今後の活動に関する展望

活動指針は、現場にある「児童館はどうあるべきなのか」「これでいいのか」という危機意識や課題意識から生まれている。そして、行政との信頼関係を組織ぐるみで構築していったことにより、活動指針や研修、協働する事業などが生まれていった。しかしながら、

児童館の持っているポテンシャルが高いことを感じながらも、有効に活用できていないように見えることもある。今後も、児童館がその場に立ち止まることなく、常に自問自答しながら、前に進むことができるようにする必要があると考えている。

6. 兵庫県宝塚市・安倉児童館

①児童館の概況

【自治体規模・特徴】

兵庫県南東部（阪神間）に位置し、西は六甲山系、北は長尾山系に囲まれて、中心部を武庫川が流れている。大阪・神戸のベッドタウンとして宅地開発が進み、現在では約23万人である。また、宝塚歌劇団の本拠地である宝塚大劇場があり、『歌劇の街』として全国的に有名である。

【人口】

225,497人、95,993世帯（平成30年2月1日現在）

【児童館設置数】

市内8か所（大型1、小型7） ※その他に、設置基準外施設である子ども館3か所

【ヒアリング先の施設種別】 小型児童館

【運営形態】 公設民営

【概況】

1. 運営団体：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（指定管理※平成18年4月1日～）

2. 事業内容：本施設は宝塚市安倉南の住宅地域に所在しており4小学校区内の中核的児童館という位置づけとなっている。同じ建物の1階と2階に身体障害者支援センターが併設されている複合施設という特徴を持っている。併設する支援センターの利用者とは、小学生向けの紙芝居「かみしば」をはじめ、さまざまな形で交流を持っている。

本施設は、遊びを通しての児童の健全

育成と地域に根差した子育て支援を目的に、各種クラブ活動、乳幼児向けのプログラム、出前児童館、出前子育て相談等を実施している。また、「安倉の子どもを守る会」、「大人レインボー」、という2つの地域ネットワークを構築し、大人も子どもも一緒になって育ち合うことができる地域連携を目指している。

3. 開館時間：午前10時～午後17時（休館日は日・祝日・年末年始）

4. 対象：18歳未満（就学前の子どもは保護者同伴）

【館内での放課後児童クラブ実施の有無】
無

【児童館において把握している地域ニーズ】
（最も重点的に対応している地域ニーズは太字）

・障がいや疾病・疾患の配慮が必要な子どもの支援

・生活困窮状態の子どもや親の支援（子どもの居場所の提供等）

・虐待（ネグレクト含む）が疑われる子どもや家庭の支援

・ひとり親家庭の子どもの支援

・不登校の子どもの支援

・学習支援や学習環境を必要とする子どもの支援

・非行傾向の子どもの支援

②把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由

障がいや疾病・疾患の配慮が必要な子どもの支援を最も重点的に対応している。理由として、安倉地域には10代で子どもを産み母親になる人が多く、その中にはひとり親になる人も多かった背景がある。そのような若年の母親やひとり親の母親と子どもが安倉児童館を利用している例がとても多くあり、乳幼児の定期健診に行かないなど、彼女らが子育てに関する知識や情報を持たないまま子

育てをしている姿をどうにか支援したいと考えたことが活動の始まりであった。また、児童館が自宅から遠くて頻繁には通うことができない、児童館の存在自体を知らない子育て家庭にも、誰にも言えない子育てに関する不安や悩み、ストレスがあるので、地域に根差した児童館としてできる支援は何かを考えている。

③児童館における具体的な活動内容

児童館から遠い地域に児童館職員（コーディネーター）と民生委員・児童委員の方が連携して、「出前子育て相談」の場を月に3回（3カ所各1回）設けている。活動場所は、地域にある子育て世帯が多く居住する大型マンションの一室や自治会館等を提供いただいたりして、母親と子どもが来やすい場所での活動を行っている。

当初は1か所から出前子育て相談を始めたが、現在は3か所で地区民生委員・児童委員協議会および民生委員・児童委員の方々に協力いただき開催している。

具体的な活動内容は、遊具での自由あそび、育児相談、身体計測である。こどもが遊ぶ中で、来ていただいた母親の話を傾聴し、子どもの様子を観察した上で、母親の不安や悩みを少しずつでも一緒に解消できるように助言や情報提供を行っている。また、必要があれば児童館利用を勧めたり、地域の関係機関につなぐなどの支援も関係機関とのネットワークの中で実施できている。

なお、安倉児童館には、地域の関係者（専門職）が集まり、守秘義務を持った中で連携

した支援を行う「安倉の子どもを守る会」と児童館の利用者である地域の母親たちの集まりであり、児童館の応援団として地域のこどもの健全育成や親子支援の活動していただいている「大人レインボー」という2つの地域ネットワークが構築できており、地域全体で子育て支援を行っていく体制がある。

「安倉の子どもを守る会」では、原則として2ヵ月に1回、児童館で会合を開催しており、連携・連絡といった会の仕組みに関する個別の事例など、安倉地域の子どもに関することあらゆることが議題となっている。司会進行は児童館の館長が担い、会の代表には地域の民生委員・児童委員の方になっていただいているが、基本的には全員が同じ立場である。

会の唯一のルールとして、個人情報の取り扱いに関する守秘義務がある。また、会合の開催案内等は書面では送らず、直接電話での連絡手段を用いるなど、それぞれが連携していく上で最も重要になる日々のコミュニケーションを重視している。会の構成メンバーは下記の通りである。

<構成メンバー>

地区民生委員・児童委員協議会（民生委員・児童委員、主任児童委員）、幼稚園、保育所、小学校（2校）、中学校、市行政、県行政の相談機関、健康センター、社会福祉協議会（地区担当職員、ひろばスタッフ）、スクールソーシャルワーカー、児童館（館長、コーディネーター）必要に応じて教育委員会、青少年センター、

「大人レインボー」では、地域の母親同士が相互に支えあうゆるやかなネットワーク

④活動を開始するきっかけ

（大人レインボーの成り立ち）

宝塚市社協が本児童館を運営することになった当時は、地域にさまざまな問題を抱えた子どもたち多くて、地域の小学校や中学校もいわゆる“荒れている小学校、中学校”であった。その中で、地域の自治会、民生委員・児童委員などの関係者は、それぞれが「なんとかしたい」という気持ちは持っているものの、それぞれがバラバラに活動するばかりで、なかなか連携というところまではいかない。何をどうしたらいいのかわからない状態であった。

その時に、児童館として地域に貢献できることは何かと考えたときに、「地域にはさまざまな問題があるけれども、目の前にあることからひとつずつやっていくこと」が必要だという結論に至った。

そこで、本児童館に来館する子どもたちに、あいさつだけはしっかりとするように伝えることから、活動を開始していった。また、当時、近所の公園はゴミやタバコの吸い殻が

体制となっており、親子活動や託児事業、食育などのボランティア活動等の子育て支援を実施している。具体的な活動としては、乳幼児がいる親子を中心とした遠足やキャンプ、地域のマップづくりなどを行っている。また、児童館でのもちつきの実施、講座実施の託児ボランティア等の活動も行っていただいている。

<構成メンバー>

地域の子どもの保護者の希望者から構成（気になる保護者の方にも声掛けしてお誘いしている）

散乱しているような状態あったことから、子どもたちによる「おそうじ隊」を結成し、公園や側溝などの清掃活動を定期的に行った。

このような児童館の取り組み、そして子どもたちの行動の変化は、地域の人々の目に留まることになり、地域の方々の児童館に対する信頼は、自然と醸成されていった経緯がある。

その中で、児童館を利用している母親たちが児童館の手伝いをしてくれるようになり、おそうじ隊やイベント運営のサポートなどに加え、障害のある子どもやその保護者にも積極的に関わっていくようになった。そして、母親たちの活動は、人数も増え、内容も広がり、平成22年には「大人レインボー」という名称を得て、母親クラブのような存在として正式に組織化されることとなった。

現在は、地域の人々を招いての「もちつき大会」など、児童館のイベントにとって大人レインボーはなくてはならない存在となっている。また、乳幼児の母親向けの各種講座

の際には、メンバーに交代で託児をしていただいている。子どもを預ける母親からすれば、知らない人に預けるのと違い日ごろから見知っている地元の母親同士であることから安心感もあると思う。

「何かをしてあげるという意識ではなく、それぞれができるときにできることとする。そして、何より自分たちも楽しみながら参加している。」という意識が活動を継続できている所以だと感じている。

（安倉の子どもを守る会の成り立ちと出前子育て相談の開始）

大人レインボーの立ち上げとともに、本児童館が取り組んだのは、地域の関係者による支援にネットワークを構築することである。地域の状況を危惧していたのは、児童館だけではなく前述した自治会や民生委員・児童委員、小学校など多く関係者の共通の悩みであった。

そこで、緩やかに地域とつながりやすい児童館が率先して、保育所、幼稚園、小学校、中学校、民生委員、主任児童委員など、子どもに関するあらゆる機関・学校に声をかけ、会合の開催を持ちかけることから行動していった。

児童館の声掛けに多くの関係者が集まり、連携に賛同してくれた。こうして誕生したの

が「安倉の子どもを守る会」である。

当時を振り返ると、地域の関係者の全員が危機意識と意欲を持っていたことが背景にあり、誰かが声をかけさえすれば、自然と集まるような状況になっていたと感じる。

その会合の中で、安倉地域の子どもに関するあらゆる情報交換が可能になり、子育てに不安や悩みを抱えている母親たちの存在などの地域課題を共有できるようになった。そして、それぞれができるときにできることをするという共通認識のもと、入念な準備を先述の出前子育て相談の開始につながった経緯がある。

なお、会合場所の選定・実施回数・時間等の相談も含め、守る会の主催は民生委員・児童委員協議会にお願いしている。

このように、「大人レインボー」と「安倉の子どもを守る会」は、地域連携を支える「両輪」であり、その調整役の一旦として本児童館の役割がある。

【活動の推進にあたり連携に寄与している関係機関（者）】

・民生委員・児童委員協議会（民生委員・児童委員、主任児童委員）・社会福祉協議会、健康センター・幼稚園、保育園、小・中学校・児童相談所・家庭児童相談室・教育委員会、子育て支援センター

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法

出前子育て相談をはじめたとした本児童館のさまざまな活動を実施するうえで、安倉の子どもを守る会に参加いただいている多くの関係機関・関係者と連携ができています。関係者が地域の情報を共有しつつ、それぞれ

ができるときにできることを行っていることが、無理のない連携につながっていると感じている。

また、出前子育て相談の取り組みや出前児童館では、民生委員・児童委員に参加してい

る子どもの遊び相手をしてもらっている間に、コーディネーターが母親の相談対応を行うなどの役割分担をしており、民生委員・児童委員の方々の協力なしには事業が成り立たないほどである。

⑥活動の効果・成果

「安倉の子どもを守る会」ができたことによる最大のメリットは、地域の子どもたちがそれぞれに抱えている問題を関係者が情報共有できるようになったことが挙げられる。

会が発足する以前は、個人情報の保護や守秘義務を重んじるあまり、関係者・関係機関の間で情報をやりとりすることは少なかった。地域の関係者・関係機関の間で情報共有が出来ていなかった故に、例えば子どもが抱える課題を小学校は把握していたけれど児童館には伝わっていなかったということもあった。

現在は、定期的な関係者・関係機関との会合を通じた情報共有が出来ているおかげで、共有すべき地域の子どもに関わる情報をいち早く知り得ることができ、円滑な連携によ

りて、従来から地域の民生委員・児童委員協議会（民生委員・児童委員、主任児童委員）とは日ごろからの関係性が構築できていた地域性も、円滑な連携につながっている一因であると言える。

る支援が実施できるようになった。その結果、さまざまなトラブル発生の予防にも非常に役立っている。

例えば、「出前子育て相談」で気になることもや親については、健康センターや発達支援センターの健診前にお知らせして、専門家により丁寧に見ていただける、または保育所や幼稚園にも事前に情報をつなげることができている。

また、地域の子どもたちの「0歳から18歳までの地域の中での育ち」を知っている方の情報が学校に行くことで子どもの理解にもつながっていると感じている。

このように、児童館だけではできない支援も地域の関係者・関係機関が集まることで幅の広い支援体制が整っていると感じている。

⑦活動の課題

活動の課題としては、支援の継続性をいかに担保していけるかということが挙げられる。ベテランの児童館職員の知識と経験を次の世代に引き継いでいき、積み重ねていかなければならないと日々感じている。また、地

域の関係機関も当然のように担当者の異動や状況の変化が起こり得るので、日々環境が変化していくなかでこれまで培ったお互いの信頼関係をいかに継続できるかが課題であると考えている。

⑧児童館運営に関する課題および今後の展望

本児童館の課題としては、限られた予算の中での職員体制の充実をいかに図っていくかということを考えていかなければならな

いと感じている。これまでの児童館活動を通して培ってきた、地域の中での相互の信頼感や安心感といったものを継続し、子どもから

高齢者まですべての地域の方々が、「安倉地域で子育てをしたい」「安倉地域にずっと住

み続けたい」と思える地域にしていきたいと感じている。

7. 香川県丸亀市・東小川児童センター

①児童館の概況

東小川児童センター（以下、文中は本センターと略して表記する）は、丸亀市（総人口約 11 万人、年少人口約 1 万 5 千人：香川県内の年少人口の約 13%）の飯山（はんざん）町にある。飯山町は平成 17（2005）年の市町合併時に丸亀市及び綾歌町と合併した。合併にあたり、飯山町の重点施策として児童センターの必要性が議論され設置された。本センターは 7 つの大字で構成された飯山地区を主な活動対象ととらえている。香川県内に児童館は全 61 館（大型児童館 1 館含む）あり、県内の 4 地区（西讃地区、中讃地区、東讃地区、小豆地区）のうち、丸亀市は中讃地区にある全 21 児童館・児童センターの 1 つである。本センターのある丸亀市には、児童館が 6 館あり、本センターのみセンター型である。

本センターは公設民営であり、平成 26（2014）年度より指定管理者制度が導入された。本センターを運営するのは、飯山南コミュニティ協議会（以下、文中は本協議会と略して表記する）である。丸亀市内に 17 ある「コミュニティ」という丸亀市独自の各地域の防災、生涯学習、高齢者対策、スポーツ・健康推進活動、文化活動の推進を地域住民が主体となって運営していくこ

とを目的とした組織体である。本協議会は、小学校区内の 32 団体（地域住民、60 の連合自治会、保育所の保護者会、幼稚園・小学校・中学校の各 P T A、子ども会、母子愛育班、婦人会、婦人防災クラブ、消防団、飯山交番、交通安全協会、地域安全推進委員、食生活改善推進協議会、老人クラブ連合会、生涯学習クラブ、スポーツクラブ、スポーツ推進員、体育協会、身体障害者協会飯山分会、人権擁護委員、商工会、保護司会、生活研究グループ連絡協議会、学識経験者、ボランティア、土地改良関係者）で構成されている。児童センターの指定管理を本協議会が受託しているのは、丸亀市内においても、本センターのみである。本協議会は、丸亀市内においても地域住民主体の組織活動が盛んなモデル地域として認識されていた。児童センターの指定管理の話が出た際に、本協議会がさらなる地域の活性化を図ることを目的として、地域住民による児童館運営をめざして受託に名乗りを上げた経緯がある。いわゆる福祉事業や子ども関連の事業経験のない主体による館運営がなされているという点で特徴的である。児童館の運営委員会は、コミュ

ニティ、自治会長、老人会長、保育所・幼稚園の所長と園長、小中学校長、図書館ボランティア団体代表、主任児童委員、PTA連絡協議会長、子ども育成会連絡協議会

長、子育て支援課副課長の12団体の代表者で構成されている。要保護児童対策地域協議会には参加しておらず、放課後児童クラブの運営はしていない。

②貴館（課）が把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由について

本センターが、発達相談に関する相談業務に着手する前に、丸亀市においても発達相談支援は重点施策として位置づけられ、市内に相談場所を設置する流れがあった。また、本センターが市直営の時代から、本センターの建物内の一室で地域子育てひろば「たんぼぼ」が発達相談を行っていた。本センターが指定管理を受託した直後から、館長は最初に業務分析を行った。その結果、館長は、市直営時代に着手できていなかった業務の1つとして、相談業務に着目し、本センターが着手する方向性を検討していた。丸亀市行政の施策の動向もふまえ、既存の子育て相談業務をしている団体がセンター内にあり、タイミングと条件が合致したことが直接の契機となった。具体的には、館長は就任1年目に地域子育てひろば「たんぼぼ」で子育て相談業務に携わる職員から、たんぼぼで年に6～8回行っていた発達相談の利用者数が毎年増加しており、相談業務の受入れを拡充したいとの相談を受けた。館長は、たんぼぼの職員の

話から、発達相談に関しては、保健センター等の行政の相談窓口が既に存在しているが、子育て家庭が既存の相談窓口に行く心理的敷居の高さを感じるなどの既存の相談支援システムの課題があることを認識した。また、障害の有無が明確でない、いわゆるグレーゾーンの状況にある家庭が相談に至る一歩前の支援の必要があることも把握した。そのため、地域の子どもとその家庭の居場所となる本センター内の地域子育てひろばで発達の専門家（言語聴覚士としての実践経験が豊富な学識経験者）を招いて相談支援を実施することで、その手軽さがさらなる社会貢献に結びつくと思われた。また利用者数の増加の背景に、既存の社会資源がキャッチすることのできない、地域の潜在的ニーズの高さを痛感した。そこで、館長は、地域の子育てひろばと本センターが共催事業とすることで、予算面を補強し、毎月1回に開催回数を増やすことができた。

③貴館（課）における具体的な活動内容について

地域子育てひろばへ発達の専門家（各医療機関や療育機関のスーパーバイザーをしている上述の発達の専門家）を招き毎月発達や発育上の悩みや不安についての個別相談と年に1回講演会を実施している。個別

相談では、まず、質問紙による発達状況のアセスメントと保護者（主に利用者の多くは母親）の不安や悩みを保育士が受け止め、聞き取りを行う。その上で、専門家による評価・訓練に入る。訓練後、専門家か

ら子どもの発達状況に応じて、家庭で親子が取り組む課題を提案する。その後は、経過の報告や相談を受け、状況に応じて医療機関、行政の相談機関、療育機関につながる。講演会は、個別相談を行っている専門家による発達に関するテーマを取り上げたものである。この発達相談の広報は、児童

館職員が児童館に初来館した幼児の子育て家庭には、必ず見学と紹介を行うようにしている。また子育てひろばで個別相談に参加した親子の多くは、参加後、児童館で遊んで帰れるような流れがあり、来館中の保護者同士の口コミにより、個別相談や講演会の参加につながるということもある。

④活動を開始するきっかけについて

指定管理による公設民営体制で本センターが運営を開始するにあたり、館長には、児童厚生員の職歴及び子どもに関わる職業歴（福祉や教育の専門職歴等）のない製造業に従事していた人物が就任した。ただし、専門職歴はないが、館長は、市直営時代に自治会会長という立場で、運営委員として児童館と関わりをもってきた。運営委員時代の発言等が買われ、民営化の際に児童館長を依頼されることとなった。館長は児童館運営を行うにあたり、本協議会内の構成団体からの全面協力を得らえることを条件に引き受けた。館長は、児童健全育成推進財団の発行書籍である「児童館－理論と実践－」を基に、公設公営時代の本センターの業務分析を行った。児童館として本来果たすべき児童健全育成及び児童館機能に関する業務分析表を作成し、現状の遂行状況と課題を洗い出すことから開始した。業務分析にあたり前職の経験を活かし、地域のニーズの多寡や社会資源との活用と協働の可能性も同時に探っていた。分析の結果、具体的には、本センターが民営化された後に重点をおくべきこととして、児童健全育成の柱は「居場所」としての存在意義を地域の実情に合わせて確固たるものにし

ていくことであった。児童館が子どもにとっての居場所・子育て家庭の居場所・地域住民の居場所になるための対策として、地域の子ども、子育て家庭及び地域住民が、とにかく本センターに来館できることに重点を置いた。具体的には①土日の開館を含め、年間の開館日数を340日以上にすること、②児童館を利用している、活性化しているという実感を子ども、子育て家庭、地域住民がもてる目安として年間来館者数を増加させること、③児童館に行けば何か楽しいことがあることという実感がもてるように行事数を増加させること、④より多くの参加者の希望する行事を企画するために、行事の開催時間と内容を乳幼児・小学生・中高年生・母親や父親の生活時間に合わせて各対象者が参加しやすい行事のニーズと充足率を行事参加者数で絞り込み効率化を図ること、⑤児童館内においてルールやマナーに関しては、してはいけないことは積極的にしつけを行うことで、子どもとその家庭に安心感を与えること、⑥中高年生や地域住民が積極的に児童館行事に参加できるように地域の行事と協働を図り、行事に携わるボランティア数を増加することなどであった。実績として、指定管理後、

最初の3年間で、来館者数の1万人増加、行事数の2倍増加と地域住民や行政に対して、児童館の活性化と身近な存在として実感できる、わかりやすい結果を示した。館長就任以降、中長期計画を描き、毎年、本

センターが今着手すべき事業、できていない事業の業務分析及び、実施した行事の参加者数の分析からニーズと効率の検証を行ってきた。

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法について

連携先として、中心となったのは、本センターの建物内にある地域子育てひろば「たんぽぽ」であった。たんぽぽの職員11人のうち、5人が丸亀市内の公立保育所の所長経験者であった。このような人的資源と日常的に情報交換を行うことで、地域の乳幼児家庭の潜在的ニーズを児童館が把握しやすくなった。また、保育所の保育士を通して、たんぽぽを紹介され利用につながることも増えた。次に、発達の専門家である言語聴覚士がキーパソンとなった。組織同士の連携ではなく、個人の人脈により行

政等の相談機関、医療機関及び療育機関につなげることができた。さらに、地域の幼稚園や保育所の活動時間に児童館利用を提案したり、幼稚園の降園の時間帯に合わせた行事を企画したりするなど、地域の親子の居場所づくりも工夫し、児童館への利用の流れに力を入れた。個別相談の周知については、児童館の運営委員会に、もともと幼稚園長や保育所長が構成員としているために、主催者側の意識で、児童館行事を周知してもらえるメリットを最大限に活かした。

⑥活動の効果・成果（地域ニーズに対応するネットワークの構築に至る経緯も含めて）

効果の1つ目は、児童館の居場所としての利点を活かして、地域の潜在的発達相談ニーズの掘り起こしに成功したことであった。まずは、親子が日常的に多く集う、気心が知れた、行きやすい場所のベース作りを児童館が行い、来館から個別相談の利用につながることができた。ニーズに即した事業が手軽に受けられるという、児童館という居場所のメリットを最大限に活かした。

効果の2つ目は、自由来館及び子どもの遊び場としての機能以外にも、児童館における相談支援機能の認知度が地域の乳幼児の子育て家庭及び保育所や幼稚園等に広がった。

効果の3つ目は、児童館での発達相談のニーズ増加から、専門機関につなげるルートが体制として必要であるとの課題が明確になった。

⑦活動の課題について（地域ニーズへの対応、ネットワークの構築について）

課題1 ニーズが現在の児童館の予算や人員配置を上回った際の対応と体制づくり

発達相談の希望者が増加傾向にあり、予約の制限を検討していく必要性がでてきた。現在は、発達相談のニーズを地域の社

会資源（医療機関等）へとつなげていくためのネットワークは専門相談員の個人的人脈に頼っている面も大きい。発達相談の希望者がさらに増加して、児童館の予算等で受入れ可能な人数を超えた場合、行政の相談機関との連携を含めた支援体制の整備が必要となってくる。

課題2 児童厚生員の相談援助の知識と技術の向上と支援実績の蓄積を行うための児童厚生員の雇用条件の見直し

児童館で発達相談できる手軽さのメリットを活かしつつ、共同事業である以上、今後は、支援の窓口としての役割と継続支援の必要な親子のつなぎ先の探索は、児童厚生員も関与していく必要がある。しかし、児童厚生員が発達相談業務に関与していくためには、児童厚生員の相談援助に関する知識と技術の質の向上という課題がある。具体的には、現在、本センターの発達相談業務において、児童厚生員は相談窓口となり、申し込の受付を担っている。館長は、保護者への共感力や発達に関する知識をもとに、もう一步踏み込んだ支援を行えるようになることが必要であると感じている。また、相談援助技術と知識の向上は支援経験の蓄積によるものも多いと考え、単発の研修で得られる相談援助の知識や技術以上に、OJTのような場面ごとに、その都度適切な助言や指導が受けられる体制がないと専門性は蓄積できないと考えている。しかし、現在、本センターの児童厚生員の雇用条件は、週4日で30時間のパート勤務となっており、そのような専門性や責任は、

雇用条件とは合致せず、児童厚生員の負担増が予測されるために求めることが難しいというジレンマがある。現在できる館長としての運営努力として、全児童厚生員に児童厚生員二級の資格取得研修の費用を負担してきた。また、県内の大型児童館（さぬきこどもの国）が実施する研修への参加費用を負担し、人材育成に投資してきた。

課題3 地域住民の参画の活性化にかかわる社会的ニーズへの取組の配慮

本センターは、指定管理を受託する段階からすでに、地域住民が主体的に児童館運営に乗り出したという特性がある。しかし、地域住民が地域の子どもの健全育成に積極的になればなるほど社会的ニーズを取り組む上で配慮が必要となる。例えば、先祖代々住民同士が顔見知りで、住民同士が、ある程度お互いの家庭の状況が推し量れる地域特性において、児童館は、地域にある生活の困窮状況、虐待の可能性を秘めた子育て状況、ひとり親家庭による困難状況などは直接的に把握しやすい。それゆえに、あえて表面的に事業化しない配慮が必要であるというのだ。例えば、塾等の費用負担が難しい家庭の子どもを対象にした学習支援、子ども食堂等の生活困窮対策や保護者の就労等で孤食対策のイメージを抱かせるような事業はあえてしないということである。また、虐待状況に関する情報も民生委員や保護司がコミュニティの構成員にいることから、踏み込んだ情報共有をすれば得られないことはない。しかし、現在の児童館の業務内容や職員配置から取り組める状況にないため、踏み込んではいな

い。児童館としては、活動に参加する子ども自身はもちろん地域住民にも、事業対象者が特別視されていることを意識されないように注意を払う必要がある。むしろ、対象を限定した事業より、地域のそのような経済的な困窮状態や家庭の養育状況に関わらず、誰もがいつでも来館でき、参加しやすい行事の工夫をすることの方が優先であるという発想をもっている。例えば、行事の利用料は最初から生活困窮者家庭の子どもを念頭において、無料または原価の3分の1程度にとどめ、安心感とお得感を得られるようにしてある。そのために、限られた財源で赤字を出さないように、電気料の節減、物品購入の工夫などの節約で浮かせるなどの経営努力を欠かさないという。また、館長は、児童館は特別な支援ニーズのある家庭の子どもが出入りする場所というイメージをもたせず、地域のあらゆる子ども、子育て家庭、地域住民が、常にたくさ

⑧今後の活動に関する展望

児童館が居場所づくりをはじめとする通常の健全育成事業に加え、個別の発達相談など新たなニーズに児童館が対応していくためには、ニーズ量の見込みと児童館で行う意義を検証していく必要がある。児童館の居場所としての気軽さ、安心感を活かして、ニーズの窓口になる役割とある程度の支援が児童館で提供できるバランスを図ることが課題となる。しかし、ニーズが飽和状態になった場合、公的機関との連携が必要となる。また、来館を前提した相談業務になるため、社会的ニーズの窓口として機能するためには、地域における児童館の認

ん出入りして過ごしている居場所であると認識されることが大事であると考えている。そのために子どもを特別視せず、分け隔てなく関わり、子どもが参加できる行事を増やす工夫を優先している。児童館内において、マナーやルールに関する指導（叱ることを大事にしている）や子ども同士のトラブルに館長や児童厚生員を積極的に行うことで、社会生活の秩序を守ること、子ども、子育て家庭、地域住民が、かえって安心をもつことができると考えている。

課題4 児童館が担うべきニーズと児童館の役割が不明確

館長には児童館ガイドラインという名称での存在は認知されておらず、現場感覚としては、国を通じた社会からの要望として、全国の児童館に今何が求められているのか、明確に降りてきているものを実感しにくいとのことであった。

知度の高さと子ども、子育て家庭、地域住民の出入りの流れが充足していて初めて成立する。そのために、計画的に、組織的に居場所としての土台づくりと新規業務とのバランスを運営管理していく必要がある。

館長は、今後も、児童センターの本来の役割としての居場所機能の強化を図るために、行事の企画力の向上と効率化を図りたいと考えていた。また、発達相談のニーズ増加に对应していくために、入り口の支援の内容のレベルアップと今後の公的機関との連携をふまえた支援体制の構築を描いていきたいとも考えていた。そのために、児童厚生員の雇

用条件をふまえつつ、児童厚生員が児童館活動時間内に子どもの遊び風景や親子の関りを日常的に観察し、そこから相談業務につなげられる相談支援力を高めさせていくための人材養成にも時期と条件の整備状況を戦略的に考えていきたいという展望を示され

た。発達相談以外の新たなニーズについては、児童館の業務分析を基に、現在の人員配置や予算範囲で有効に実践できる児童館業務全体の優先順位と着手時期の見極めを計画的に実施していきたいとのことであった

8. 沖縄県豊見城市・真嘉部コミュニティセンター

①児童館の概況

【自治体規模・特徴】

沖縄本島南部に位置し、北は県都の那覇市に隣接、東は南風原町、八重瀬町、南は糸満市に隣接している。(面積 19.60km²)

農業の盛んな地域で、サトウキビ、葉野菜づくりが行われており、近年ではビニールハウス栽培などを中心に都市近郊型の農業がおこなわれ、マンゴー、トマトなどが栽培されている。特産物は、サトウキビの葉、穂を染料とした「ウージ染め」が販売されている。

【人口】 64,028 人、25,283 世帯(平成 30 年 1 月末日現在)

【児童館設置数】 市内 2 か所

【ヒアリング先の施設種別】 小型児童館

【運営形態】 公設民営

【概況】

1. 運営団体: 社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会(指定管理※平成 23 年 4 月 1 日～)

2. 事業内容:

本施設は豊見城市の北側に位置する豊見城ニュータウン 1 号公園のなかに複合

型福祉施設として建設された。当地域は県都那覇市に隣接していることから急速に市街地化が進展した住宅地域である。真嘉部コミュニティセンターでは地域と密着した活動をめざし、児童福祉法に基づく児童館活動を軸に世代間交流や中央図書館図書返却業務等のサービス業務を行っている。

3. 開館時間 : 午前 9 時～午後 9 時(休館日は毎月第 4 日曜日、年末年始) ※平成 29 年度

4. 対象 : 児童(幼稚園以下は保護者同伴)、小中高校生、一般住民

【館内での放課後児童クラブ実施の有無】
有

【児童館において把握している地域ニーズ】
・障がいや疾病・疾患の配慮が必要な子どもの支援

・生活困窮状態の子どもや親の支援(子どもの居場所の提供等)

- ・虐待（ネグレクト含む）が疑われる子どもや家庭の支援
- ・ひとり親家庭の子どもの支援
- ・不登校の子どもの支援
- ・学習支援や学習環境を必要とする子どもの

支援

- ・非行傾向の子どもの支援

（最も重点的に対応している地域ニーズは太字）

②把握している地域ニーズの中で、最も重点的に対応している理由

子どもの居場所の提供と関係機関との連携を最も重点的に対応している。理由は子ども（主に小中学生）の放課後や週末の居場所として、部活や習い事、学童・児童クラブに通っている子どもが増える中で、児童館を利用している子どもの中に「友達付き合いがうまくいかない子」、「荒っぽい子」、「発達障がい（の疑い）がある子」が目立ってきている背景がある。

このような子どもたちの言動から、彼らが抱える諸課題が家庭環境に起因すると思われることから、子どもだけではなくその保護者も含めた世帯支援を行う必要があると考

えている。

世帯支援を行っていくうえで児童館での単独の支援では限界があるため、地域の小・中学校、各種相談機関と連携することを目的として、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）、世帯支援会議（個別ケース会議）に参加し、子どもの児童館での様子を伝えるなど、子どもおよび保護者の情報共有を行っている。

なお、要対協は本児童館の運営団体である豊見城市社会福祉協議会が設立当初から構成団体として参加しており、本児童館が要対協に参加しやすい環境であったと思う。

③児童館における具体的な活動内容

児童館機能である利用児童参加型のイベントや子ども一人ひとりが主役になれる場の提供に加え、複合型施設としての一面もあるので夜間の市民への施設開放を実施している。具体的には、フラダンス、卓球など多くの市民に利用をさせていただいており、あらゆる世代が児童館と関わる環境がある。

また、平成 28 年度から内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業（豊見城市子どもの居場所・学習支援事業、社協受託）し、地域の子どもの徒歩で通える 30 分生活圏域である中

学校区ごとに本児童館を含めた拠点を設け、夜間（午後 9 時）まで子どもの居場所づくりを行っている。そこに相談員（有資格者）を配置し、保護者とのやりとりや関係機関との連携を図り、随時気になるケースについては世帯支援会議を行っている。

なお、本児童館では近隣の小中学校の管理職・生徒指導教諭、退職教諭、民生委員・児童委員、保育園長、自治会長、行政班長を構成員とする外部評価委員会を設け、年に 2 回運営に関する助言をいただいている。

④活動を開始するきっかけ

本児童館の運営団体である豊見城市社会福祉協議会が平成 23 年度に指定管理者として選定され、年度を重ねるごとに児童館を利用する子どもたちの様々な出来事や思いにふれ、「空腹を訴える子」、「生傷の絶えない子」、「保護者のアルコール問題・精神疾患を抱えている」などの諸々の課題が顕在化してきた経緯がある。

このような様々な課題を抱える子どもとその保護者へのアプローチを実施し、関わりの回数が増えていくが一筋縄ではすぐに立ち行かない現状を痛感することとなった。また、地域の自治会をはじめ、小・中学校、民生委員・児童委員、警察官の立ち寄り所、近

隣スーパーなどとの情報交換をする中で、子どもやその保護者が抱える様々な課題の背景には地域性や家庭環境に起因することもあることから、様々な関係機関と連携する必要性を感じ、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業（豊見城市子どもの居場所・学習支援事業「未来塾まかぶ」、社協受託）に至った。

【活動の推進にあたり連携に寄与している関係機関（者）】

- ・主任児童委員、民生委員・児童委員、町内会、自治会、社会福祉協議会
- ・小・中学校、児童相談所、家庭児童相談室、福祉事務所、保護司、教育委員会

⑤活動を実施するうえでの連携相手と連携方法

前述の要保護児童対策地域協議会において、個人情報の取り扱いについての取り決めが整理されていることから、子どもとその保護者に関する様々な情報が要対協を起点として当該ケースに関わっている各種機関につながる流れを構築している。また、社協が地区民児協の事務局を担っていることもあり、日々の見守りを行っていただいている民生委員・児童委員、主任児童委員の方々と相互に情報共有と円滑な連携が取れていると感じている。

その中で、「未来塾まかぶ」においても、児童館や「未来塾まかぶ」での子どもの様子などの情報だけでなく、子どもからの訴えや日々の相談員の対応、迎えの際の保護者の様子など、現状の課題等の情報共有を行っている。

関係機関は、上述に加え、市役所福祉部（家庭相談員、DV・虐待相談員）、教育委員会、生活困窮者自立支援事業「パーソナルサポートセンター（社協受託事業）」、中央児童相談所で構成されている。

⑥活動の効果・成果

児童の居場所づくりを続ける中で、関係機関との信頼関係とか連携が取りやすくなってきている。また、子どもたち一人ひとりが抱える課題をより詳細に把握できるようになり、それぞれの子どもたちにあった支援を

行えるようになったと感じている。最近では、家庭環境により波があるが落ち着いてきている子どもが増えてきている。

具体例を挙げると、空腹を訴える子に関しても、実際詳しく話を聞いてみるとお小遣い

的なものを渡されている状態で、食べ物を買わずにそれで午後になったらおなかが空いたよっていう子どもとかの姿も見えてきたりする。そのような場合は、金銭管理も含めたやりくりのものなので、相談員が子どもにお金の使い方を教えるようにしている。具体的には、スーパーまで一緒に付いていき、「しっかり食べるもの買うんだよ」という話をしたりとか、子ども本人が自分自身で選択し行

⑦活動の課題

保護者のアルコールの問題や精神疾患疑い、育児不安を抱える保護者の支援については、支援の場に児童が居合わせると児童に対し良い影響を与えない場合があるので、相談場所や相談機関の役割分担を行い、分けて対応した方がよりよい世帯支援につながるのではないかと考えている。

また、児童それぞれの課題として、窃盗な

⑧児童館運営に関する課題および今後の展望

児童館と「未来塾まかぶ」の業務は、それぞれ常時3人は職員配置できるように運営しているが、放課後学童・児童クラブの利用者数が増える中、児童館の利用児童の質は変わりつつあると考えている。

豊見城市内の児童館は指定管理制度が導入され、理解ある行政から、人員体制が維持できる運営補助金があり、あと1か所の児童館も平成29年度から本児童館と同様に豊見城市社会福祉協議会が指定管理者に選定されたことから、この取り組みを導入し、今後も恒常的に運営を行っていく予定である。

動していけるように、一緒になって考えることもある。

また、家庭環境が背景的にあると考えられる子どもの暴言についても、人を傷つける言葉であること、その暴言を聞いた人がどういう気持ちになるのかを考えたことあるかという声かけをしたりと可能な限り一人ひとりと向き合うようにすることで、改善していく子どももいる。

どを行う児童同士が児童館、「未来塾まかぶ」を利用しない時間帯において、一緒に万引きをした場合などの取り扱いと保護者によっては児童を預かる責任を押し付けるような事案も出ているので警察相談や法律相談にも至り、頻繁にあることではないが、現場職員の応対する不安や負担も課題になると考えている。

(ただし、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業（豊見城市子どもの居場所・学習支援事業）

また、職員研修も時節に併せて様々な研修に参加させてもらってスキルアップを図っているが、職員の働きやすさや生活基盤安定のため、児童厚生員のソーシャルワークを加え研修プログラムや雇用形態と児童館としての更なる基準化・標準化があれば、より児童館に求められるニーズに対する運営も安定するのではないかと考えている

【 豊見城中学校区 】

子ども未来塾（とみぐすく）（交流支援型）
 ○市社会福祉センター(月～金) 15:00-21:00
 ・居場所管理者(1名) ・指導員(2名)
 (内容) 生活指導・学習支援・食事食育・
 交流活動・送迎等
 ・居場所補助員(1名) ※巡回・不定期

豊見城中学校
豊見城小学校

上田小学校
ゆたか小学校

【 長嶺中学校区 】

子ども未来塾（まかぶ）（交流支援型）
 ○真嘉部コミュニティセンター(月～金) 15:00-21:00
 ・居場所管理者(1名) ・指導員(2名)
 (内容) 生活指導・学習支援・食事食育・
 交流活動・送迎等
 ・居場所補助員(1名) ※巡回・不定期

長嶺中学校
とよみ小学校

長嶺小学校

【 伊良波中学校区 】

子ども未来塾（いらは）（交流支援型）
 ○わくわく児童館(月～金) 15:00-21:00
 ・居場所管理者(1名) ・指導員(2名)
 (内容) 生活指導・学習支援・食事食育・
 交流活動・送迎等
 ・居場所補助員(1名) ※巡回・不定期

伊良波中学校
座安小学校

伊良波小学校
豊崎小学校



【 豊見城小学校区 】 運営：NPO 法人

子ども未来塾（かなえ）（交流支援型）
 ○NPO 法人かなえ (土) 14:00-21:00
 榎山荘「共に生きる町」たかみね・たいら
 (内容) 学習支援・食事支援・交流活動・社会体験・
 生活支援送迎等

【 市内全域 】 運営：NPO 法人

○NPO 法人エンカレッジ豊見城教室(月～金)
 (学習支援型) 14:00-21:30
 (内容) 学習支援・生活指導・受験対策・学習意欲
 継続への支援・食事食育・送迎等

市役所

【子ども支援員】
【就学支援員】

豊見城中校区(1名)、長嶺中校区(1名)、伊良波中校区(1名)
 市内全域(生活保護・就学援助利用世帯)(1名)

【市就職・生活支援パーソナルサポートセンター】

○社会福祉課内(月～金) 8:30-17:15
 ・主任相談員(1名) 相談支援員(3名)
 (役割) 経済的自立に向けた親の就労支援・自立相談支援・
 住居確保給付金・就労準備支援・家計相談支援

【市要保護児童対策地域協議会】

○児童虐待防止部会(子育て支援課)
 ○子育て支援部会(健康推進課)
 ○問題行動等対策部会(学校教育課)

【市社会福祉協議会】

コミュニティソーシャルワーカー(地区担当相談員)

本調査研究にご協力頂いた皆様に感謝申し上げます。

なお、本調査研究は、質問紙による調査とヒアリング調査を合わせて、実施しています。質問紙調査結果は、この事例集に掲載しているヒアリングの考察を含めて、報告書本編でご紹介しています。

報告書本編は、<https://www.jidoukan.or.jp/project/research/old.html> からダウンロード可能です。ご覧いただきまして、自治体・児童館でご活用いただけたら幸いです。

児童館を中心とした社会的ニーズへの対応
及び必要なネットワーク構築に関する調査研究会

氏名	所属
<主任研究員> 大竹 智	立正大学 社会福祉学部 教授
<研究員> 熊澤 桂子	東京教育専門学校 専任講師
友川 礼	松山東雲短期大学 講師
野澤 義隆	東京都市大学 人間科学部 講師
藤高 直之	白梅学園大学 保育科 助教
前城 充	沖縄県南風原町役場 民生部こども課 課長
阿南 健太郎	一般財団法人 児童健全育成推進財団 部長

厚生労働省 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
平成 30 年 3 月発行

一般財団法人

児童健全育成推進財団

一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部調査研究担当 TEL : 03-3486-5141

